

神都名勝誌

卷三

ル 4
1167
4





九 4
1181
卷 4



三ノ首二





神都名勝誌卷之三

目錄

神苑 農業館

高神山 坊山

岡本町 并古圖 宇治山田町元標

豐宮崎 并圖 豐宮崎文庫

度會神主延佳靈社 御常供田 并田舞之圖

井足泉 山宮祭場

中山寺 二黒山 屏風岩 龜五輪 蛇谷 花主のらせ 三坪塚 三光坊窟

鼓嶽 蓮臺寺趾 并古鏡之圖 鼓瀑

宇津木原 寶金剛院舊趾 威德院 并經筒銘 古瓦

龍浪橋 尾上川 小田橋 并擬寶珠銘 櫻新道

須崎橋 菑社

高倉山 宗窟并圖 小岩戸

度會大國王比賣神社 伊賀利神社

古文尚書 藤原秀卿太刀之圖 講堂額 表門額 文庫創建碑 孝經碑 御屋根柵

田上大水神社 同御前神社

山末神社 度會氏神社

驚嶺岩窟

產物蓮臺寺柿

龍谷 八東山 八幡山 辨天山 永代山 轉山

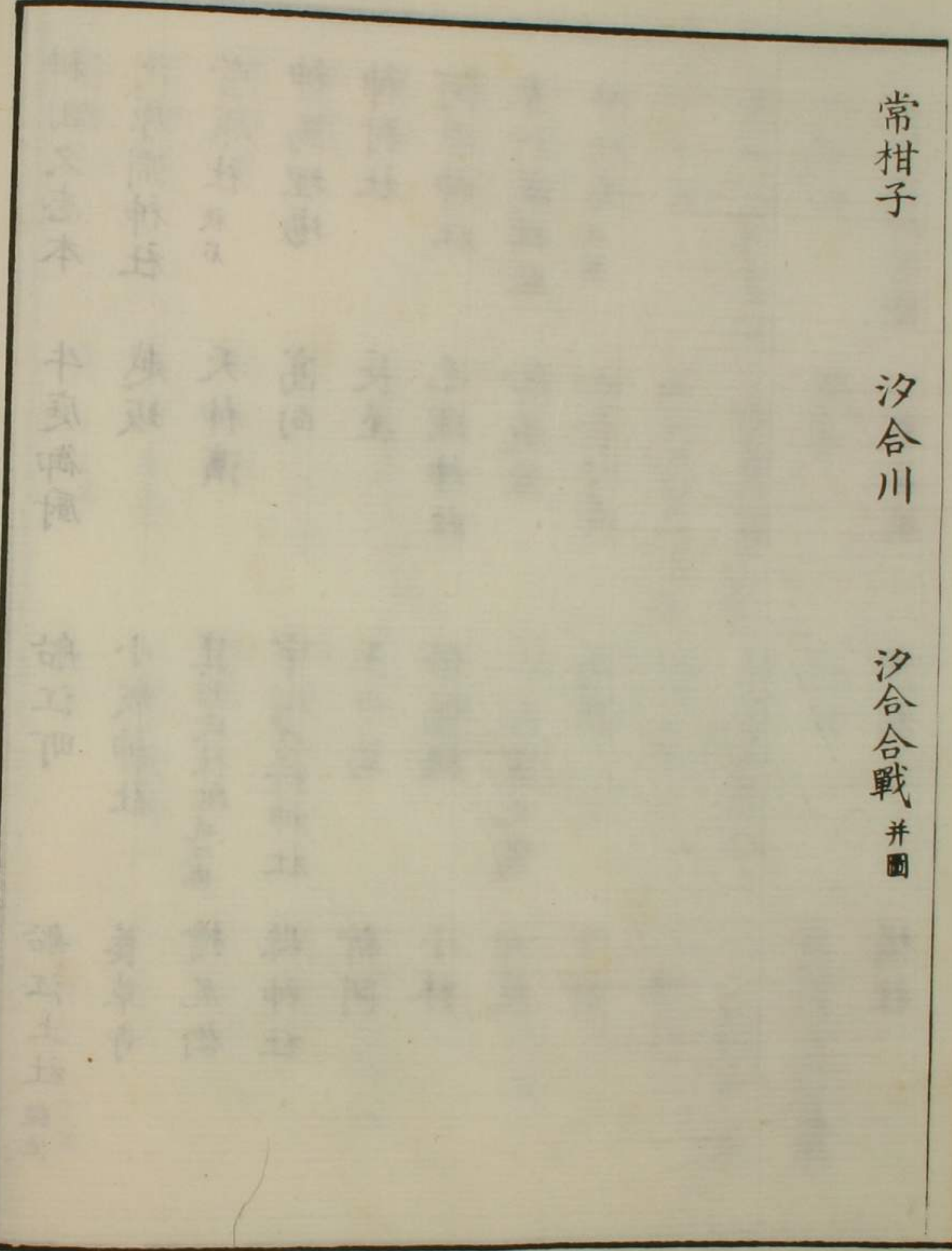
虎谿	岩淵町 <small>并伊勢香臺</small>	釋尊寺領地	那須宗高祈願書
吹上町	世木社	世木氏文書	惠觀禪師墓
結城上野介墓	松木社	箕曲中原神社	柏木社
箕子橋	前田	光明寺 <small>古鐘 秀吉木印 結城道家消息</small>	
一本木	奉行屋敷	正善坊橋	尾上町
妙見堂	清水	尾上社	尾上御陵
壽巖院	清雲院	高源寺	尾上坂
經峯	曼陀羅石 <small>并圖</small>	倭町	神落萱神社
古墳	金刀比羅社	稻荷社	欣淨寺
阿伽井	賴政碑	榎木	根起松
河崎町	長官屋敷	川邊七種神社	天王社
勢田川 <small>并圖</small>	濱出 <small>并圖</small>	魚市	川邊里 <small>并古圖</small>

神田久志本	牛庭御厨	船江町	船江上社 <small>龍池</small>
河原淵神社	越坂	小坂神社	養草寺
菅原社 <small>袂石</small>	天神濱	箕曲氏社趾 <small>連理椿</small>	檜尻橋
神馬埋場	高向	宇須乃野神社	縣神社
神村社	長屋	王中島	新開
河原神社	毛理神社	卧龍梅	小林
奉行屋鋪趾	船藏趾	古艦虎丸圖	勾莊
神社港 <small>并圖</small>	御食神社	馬瀨	下野
大湊町	義良親王奥州下向圖	貯木場	八幡社
鷺取小濱舊趾	大鹽屋御園 <small>并喜書</small>	志寶屋神社	一色 <small>産物食鹽 散樂 假面圖</small>
十貫松	鶯岬	通村	猪飼野左馬助裔孫
木村長門守書簡	二軒茶屋	黑瀨	橘社

常柑子

汐合川

汐合合戦 并圖



神苑かみえん

宮城の四至、延長四年の官符に定め給ひしが如く、制限ありに、中世以来、人家建ち、駢り、自然に市街をなすに至れり。然るに、近年に至り、有志の人ども協議して、かくてを、火災、不浄の恐も少うらすとて、神苑會といへば、もの成興し、大方の寄贈金を募りて、境域を擴め、古の制限に背らざらむ事を希圖せり。此の事、かゝるきあたりにも聞えけむを、帑金、巨萬を賜ひて、其の美舉を感賞せさせ給ひぬ。是に於いて、一舉して人家百餘戸を撤去し、池沼を穿ち、岡阜を築き、松杉疎密の間、四季の花木を植ゑ、大に神苑を開きたり。其の意匠、閑雅なり、規模の宏遠あり、實に靈境の風致を百倍せり。

農業館のうぎやうかん

神苑の北方、國道を隔て、之を設く、苑の別區あり。

百穀の種子、いふも更なり。大凡、農事營業に係る諸器械、國

の内外を問はず網羅蒐集して、満場は陳列せり。蓋此の館をこゝに設けしも、豊受大神宮の御神徳を、廣く衆庶に仰せしめむが爲なす。

須崎橋 一鳥居より岡本町に至る國道の内、架せり。沼木、繼橋二郷の境界あり。

苗社 須崎橋の南にあり。

山田産土神八社の一なり。外宮年中行事正月二日社祭の條、一禰宜苗社参拜の事あり。寛永五年、源良顯の著に係る苗社口訣と云ふ物あれども、荒誕にして、論むるに足らぬ。又、何の頃より、同社域は、稻荷を勧請したり。島々浦々の人ども、魚漁の満足を祈るに、感應著き由なり。

高神山 須崎橋の南にある小山あり。豊受大神宮の宮域に属す。

古此の山と、道の左ある坊山と聯絡せし、永祿年中、郡宰上郡越

中守貞永 權祿臣度、會神主 此の山脉を断ち切り、道路を通じたり。よりて、

此の邊を、堀切、或は山の腰といふ。巔は高神社客神社の舊趾あり。因よ云ふ。往古の参道は、一鳥居より、前野、下馬所を、東へ向ひ、下馬橋を渡り、岩淵町の中程より、南に入りて、岡本の里に至り、宮崎より錦小河を渡り、小田村を経て、東、虎川を渡り、尾上山を越えて、宇治に赴きし由なり。

長徳檢録 高神社 在、政所禰宜、前山 客神社 在、同禰宜、前山

坊山 道の左、人家の裏にあり。往古、此の山の麓は、南之坊、東の坊あり。由、又、形よりて、龜居山とも云ひきとぞ。劈開のこと、高神山の所より出せり。

高倉山 豊受大神宮の御山の總林あり。

此の御山を、往古、春日高坐神の住み給ひし所ゆゑ、舊記亦多賀佐山、或は高坐山と記せりし、後、座をくらと讀みしより、終ふ。

高倉と訛傳せしなりべし。又加利佐我嶺日鷲山音無山郭公不為
聲山鷄足山などの稱號あり。豊受大神宮御鎮坐以降ハ天然の藩
屏となりて、東南を擁護せり。數千年來、斧斤の侵さざる聖域なれ
む。老樹真々、積翠滴るおしく、人をしめて、肅然、恐敬の念を起さしむ。
岩窟 いはや 高倉山の巔にあり。世俗、天岩戸といふ神苑の東端、高神
山の麓より昇る道あり。凡九丁許ありて、岩窟に達す。

此の岩窟を春日戸高坐神、伊勢津彦神の穴居の趾とも、天日別
命の火氣を避け給ひし所ともいひ、又古代の墳墓ありしや
もいなり。洞口、巽位に向ひ、稍入せば、廣敞大廈の如し。左右天井
ともに、巨岩怪石を以て疊めり。其の石質を驗する小多くハ海
石なり。貝族の付着せるもの、今尚存せり。連雨の候ハ、常
に、塩氣を吐きて、石膚滑りたりとぞ。海濱を距ること數里の絶巔
よ、かゝる大石を運搬せしは、實ハ容易此業にあらば、其の非凡

の大土工たりしを察すべし。但、此の岩窟よつきてハ、諸説あれ
ども、茲ハハ盡し難し。兎も角に、御鎮坐以前の結構ハ係する事
光明なれむ、亦尚古の一端小供もべし。尚、此の山に、十二の岩窟
ありし由、石屋本縁記又見えたれど、今尋ね難し。巔上、近海を眺
望し、風景最佳あり。

伊勢風土記

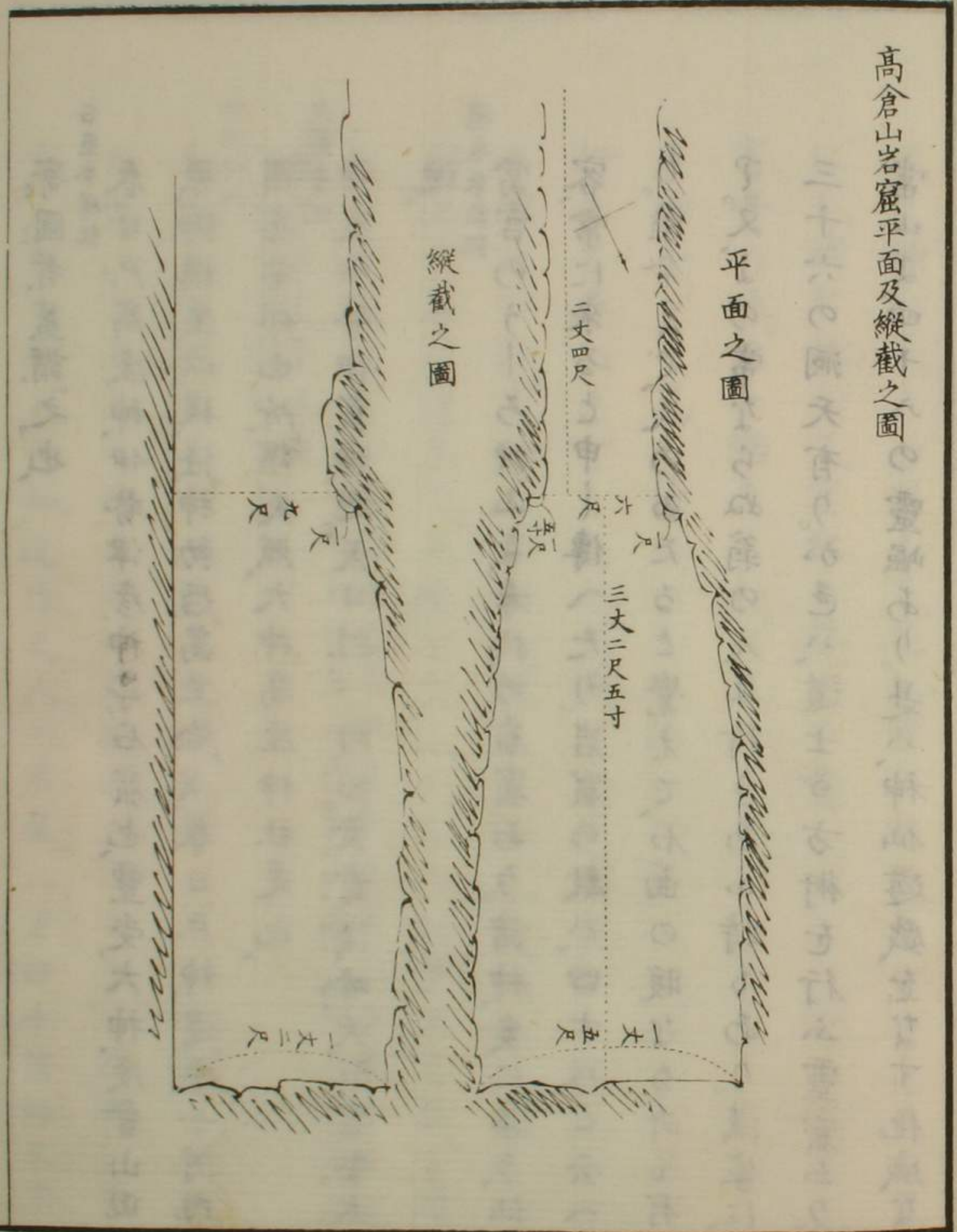
天日別命奉勅、東方入、數百里、其邑有神名、伊勢津彦、天日
別命問曰、汝國獻於天孫哉、答曰、吾覓此國、居住日久、不敢
聞命矣、天日別命發兵欲戮其神、于時畏伏、啓云、吾國悉獻
於天孫、吾不敢居矣、天日別命令問曰、汝之去時、何以為驗、
啓云、吾以今夜起、八風吹海水、乘波浪、將東入、此則吾之却
由也、天日別命整兵、窺之、比及中夜、大風四起、扇舉波瀾、光
耀如日、海陸共朗、遂乘波東焉、古語曰、神風伊勢國、常世波

高倉山巖之圖



林

高倉山岩窟平面及縱截之圖



平面之圖

縱截之圖

寄國者蓋謂之也

石室本釋記

春日戸高座神伊勢津彦神等石窟也豐受大神度會山田原御鎮坐以後任神勅恐高坐給天春日戸神遷座于河内

大嘗會記國高安郡也所謂天照大神高座神社是也

神風伊勢伊賀神避天日別一向知食貴淺峰天石窟堅太造

康永參詣記

當宮のうしろ此山は希代の岩窟あり諸神爰に集り仙客常に来ると申し傳へたり岩窟の數ハ四十八と云へり唯今まで人のたると覺えて石面の暖なる所も有る又よの常ならぬ翁の人又行きあふ時もあり漢家に三十六の洞天有りかまハ道士が方術を行ふ靈窟あり當山は四十八の靈嶮あり是ハ神仙遊戯をなす化城なり

又神かくしの里とて花紅葉此遊覽の輩常に見る家にも絃を調べて宴飲の聲耳を驚し路は騎を連ねて富貴の体を樂まむ日暮れて里に歸りかゝる面白き所をこそ見て侍ひつと語れば翌日に人多く伴ひ行き尋ねまども見え疑なく是仙家あり劉阮七世の郷にハ似ず歸り来りて朋友と語る武陵一日の道に相同じ尋ね行きて邑屋を失ふかくの如き不思議連綿として絶えず○勢州古今名所集に是從三位度會家行長官の口碑を法印直に書き付けられし事なれを今又疑ふべからずといへり

神祕抄

先於外宮有岩屋今人號高倉岩屋高一丈二尺廣一丈五尺奥二丈五尺之岩屋也此岩屋者三方立石為壁天井有八枚之廣石不知造作之人此岩屋八万四千諸神來集

神祇百首

子親なるぬるらひを志れとや青雲山よ名を残りむ 元長

霰く玉津此に通ちらし高佐山邊のみよの松風 同

末の世ふ天の日誓の神態の残りも遠き白和幣が 同

伊勢津彦の岩を残り山々の昔ふかけて誰通す 同

古の神代の朝を残りたり天の岩戸の明がりの月 鎌倉右大臣

小岩戸 こいはと 高倉山の南、大石が谷の西にあり。高倉の岩窟に對して、此の稱あり。洞口、岩開ちて、入ることを得ず。

岡本町 をかしとらやう 豊川町に續ける國道あり。木柵、紙製烟草入を驚ぐ家多し。此の町に、裁判所、警察署、郵便電信局、宇治山田町役場、第五國立銀行支店、大神宮祠、祖靈殿等あり。南に、龍浪世古北に、東町坊山世古ふといへる横巷あり。

伊勢國風土記神名秘書等又、土橋郷岡本村 度會郡名考證の所より引用せり。 の名

見えたるを、上古より存在せる村邑なり。高神山の開通以前は坊山の東麓に人家散在しありき。其の所より、東町蛭子祠の邊に

岡本の里に舊趾あり。新名所歌合の畫題小入也。

新名所畫卷縮寫
岡本里之圖



新名所



深め何かぬもみちる葉残る浮雲の志ぐれかかる岡本の里
 大 中 臣 定 忠
 立ち降りてふれりる里のふもまごちねぬる岡本の里
 荒 木 田 尚 良
 流波の山ごりにきく鹿の音ふ森光淋きつ岡本の里
 荒 木 田 成 言
 岡本の裾田小秋の序啼きて夜涼き里に衣うつなり
 荒 木 田 地 行
 もみちする秋の夕の里の時雨は男麻吹くなり
 僧 都 行 實
 衣あつまねこの音も秋風のよわさたゆむつ岡本の里
 法 眼 能 圓
 岡本の里は外山の近けきば聞き別はなるさを鹿の夢
 荒 木 田 成 宗
 志ぐれつぬまかちる岡本の里もまじりくうつ衣うつ那
 同 氏 行
 木の葉をば色のちまに濡れかへて志ぐれ流る岡本の里
 大 法 師 良 玄
 をか本の里も夜寒に志ぐれつぬまかちねの衣あつなわ
 荒 木 田 經 顯
 秋あめの籠のかこひもま見えて夜も野らある岡本の里
 大 法 師 圓 親

風よつる外面のなりに音かへて志ぐれふるなり岡本の里
 荒 木 田 定 顯
 夜やきき初おはらふ秋風に竹の葉をよぐる岡本の里
 大 法 師 良 譽
 志ぐれつ木の葉色づく岡本の里飛びすぐる秋の序ぐね
 同 尊 親
 衣うつ音もちむむ秋風よならの葉をよぐる岡本の里
 同 良 惠
宇治山田町元標
山田郵便電信局の角にあぶ

東二見村大字江村へ 貳里拾丁四拾間壹尺、 神社町大字神社へ 壹里拾六丁廿四間壹尺
 田丸町大字田丸へ 貳里壹丁拾八間、 鳥羽町大字鳥羽へ 四里廿町廿九間壹尺
 津市へ 九里三拾三丁壹尺、 齋宮村大字齋宮へ 貳里三拾壹丁拾間四尺
度會大國玉比賣神社
岡本町の西、高神山の尾崎に坐す。豊受大神宮の攝社あり。土俗、此の邊を大國
谷といふ。此の神の御事蹟も、伊勢國風土記等より詳あり。度會郡名の所より出せり。
延喜式度會宮所攝十六座
度會大國玉比賣社
大己貴命、佐々良比賣命、在。繼橋、宇宮山、高神山南尾崎。
神名祕書
度會大國玉比賣社

御竈木帳四十七前神社
大國玉社

伊賀理神社 同所南方に坐す豊受
大神宮の末社あり。

伊我理神社 長徳檢録

伊賀利社 在大國玉比
賣社南邊

豊宮崎 岡本町の南に當れる一區の總稱あり。豊受
大神宮宮域の東の尾崎あるを以て名づく。

此の地、翠屏圍繞して、三方を擁し、前面を平曠なる水田あり。春
秋の候も、山く樹々の紅紫、遠近の水に映して、錦河内錦小河
の名に背らず。又、田面の千代八子代も、一目小見渡されて、され
から、蒼海をなせり。されむ、青海原、大海原とも稱すとか。崔嵬た
る鼓岳、鷲嶺、長揖して、南に立ち、高神、高倉の老翠、淋漓とし
て、西に横たわり、朝熊岳、神路山も、遠く起伏して、東にたるとれ
り。其の他、瀧浪、八束、八幡、永代の諸山、井足清水、園谷、山宮谷、虎溪

岩崎瀧浪橋御常供田、車塚等の名勝、目睫の間、點綴し、四時
の光景、王維、李昭道の筆に非ずむ、其の模形を畫くこと能はば
るべし。

豊宮崎文庫 大國谷の東にあり。岡本町に屬す。

慶安元年、出口延佳 權稱宜度
會神主 與村弘正等、首唱となり、衆庶の資
財を募りて、創建せしめて、神宮の子弟修學の費舎あり。當
時、延佳、弘正、末清、正清の功績、朝廷に達し、皆、榮爵に叙せらる。實
に古今比なき異數といふべし。萬治三年に至り、幕府より、修繕
費として、米貳拾斛の米地を寄附せり。尋いて、貴紳家よりも、其
の舉を賛同して、珍籍奇書を贈付せしむ。和漢の書籍、及圖畫
刀劍等、倉庫に充棟しり。傍に、講堂、學舎、數字を設く。室直清、貝
原篤信、伊藤長胤、井澤長秀、谷重連、近く、大塩後素、藤森大雅等



古文尚書序

此孔氏所作述尚書起之時代并叙為注之由故相義講之今依舊為音

百之十攝日之五天下一也始三卦俱賣反

造書契以代結繩之政由是文籍生

焉伏犧神農黃帝之書謂之三墳言技云反大也

大道也少昊顓頊高辛唐虞之書謂

之六言戶雅反道也至于夏商以書

與鳥義

雖設教不倫雅誥奧義其歸一揆是ヲモムキ

故歷代寶之以為太訓八卦之說謂古報反古也

之八索求其義也九州之志謂之九所自及下同求也徐云本亦作求

丘系也言九州所有土也ハ生風

氣所宜皆聚此書也春秋左氏傳曰

楚左史倚相能讀三墳五典八索九

曰是亮及倚
時更官

更官江左

作倚及劉琴歸久

易較系辭云
五十四卷經以
心聖人
易之以上勿大

本與云

仁平元年六月廿五日申刻以少納言入道

相本之釋父見合人總州之御時以古本

并唐本釋文所被付音義也然而依

有不審事重所校合古本勅物雖

有委細事付今委之相本合點

畢不裁相本勅物付輪

應保二年四月廿六日見合或古本

仲書江家之繼本也披合之慶其

可取之事有數仍了所校合也

建保六年七月九日授仲光

在湯判

達長第八曆晚春十日書點

至此書者以相本書寫之以古本校點

之凡虞夏商周書者壁中舊本

隸古之遺字也雖然改古字為今字
唐本又如此其上

高倉上皇御讀之本又如此歟當家
尤可用之哉但古字之弊一向不可
失之仍本用今字傍附古字者也
一部十二卷五十八篇每篇為一字半

字不借他人之手編至墨點朱
點皆用自身之功子之德之深輟遺
內步不出國外也
清厚

正和第三曆孟夏初五日以家之
秘說授中生德才子以十一代之學

業終十三卷之詒訓當時希有者
也

明經得業生清原長隆

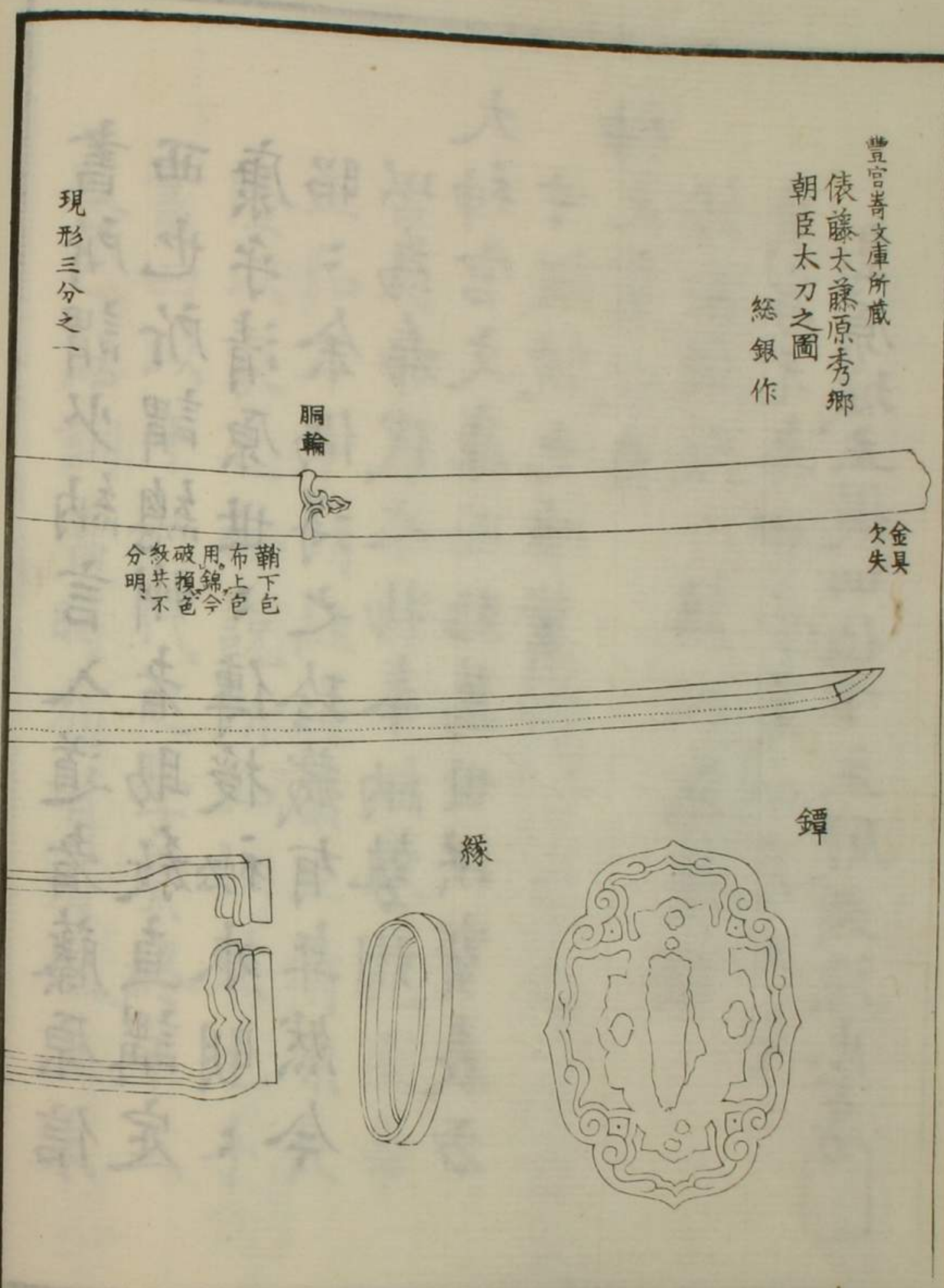
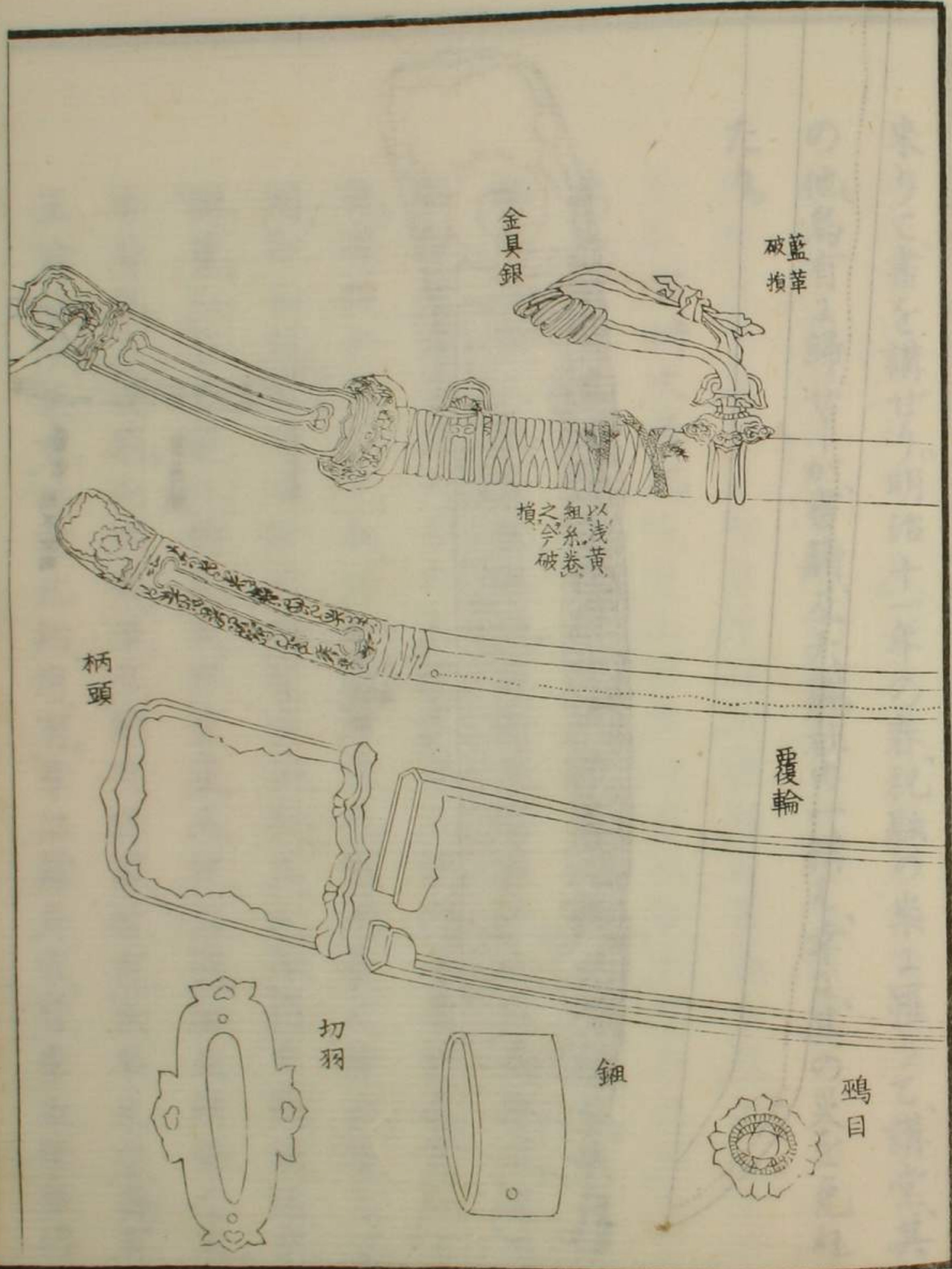
古文尚書合部十三卷花園帝
正和年中明經得業生清原長
隆以家之祕說所加訓點也手
書曰以十一代之學業終十三
卷之詒訓當時希有者也且末

書所謂少納言入道者藤原信
西也所謂總州者助教直講定
康乎清原世傳授祕本明
昭：余偶得之珍藏有年然今
以為希代之物奉納勢州
大神宮文庫而貽萬世洪寶表方
寸微忱也唯冀
神之靈永垂

鏡照謹跋一語以為後證

貞享元年甲子夏四月上旬

島原城主從四位下主殿頭源忠房



現形三分之一

豐官寺文庫所藏
依藤太藤原秀郷
朝臣太刀之圖
總銀作

靴下包
布上色
用錦今
破損色
級共不
分明

金具
欠失

胴輪

藍葦
破損

金具銀

以淺黃
粗糸卷
損之今
破

柄頭

覆輪

切羽

鉤

鴉目

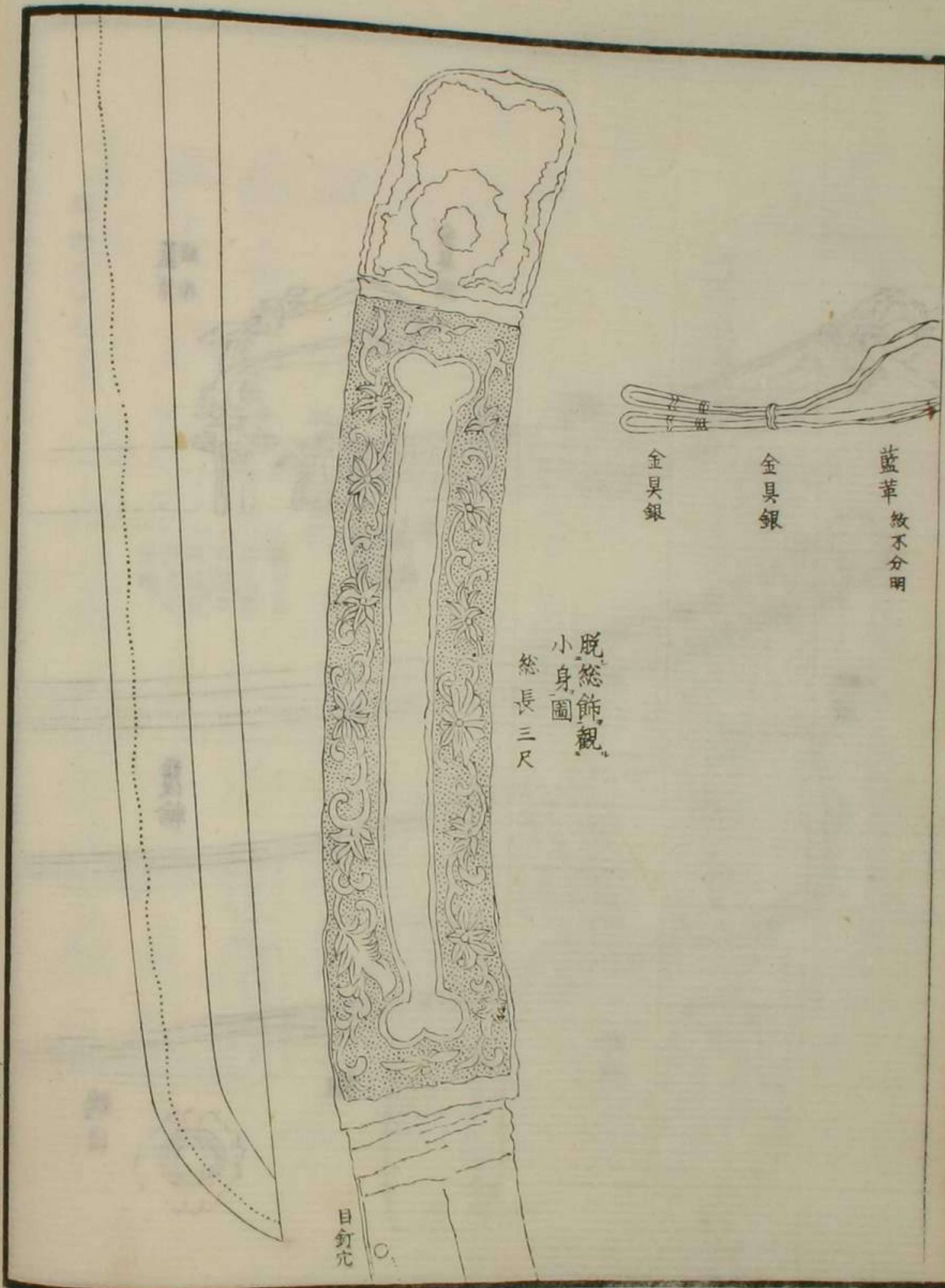
縁

鐔

來りて書を講せり。明治十一年の春、祝融の祟に罹りて、講堂、其の他、烏有と歸せしが、書籍及大觀社の一構を幸ふ、其の災を免れたり。

宮崎文庫記

未知玄黃之間、復有何樂、可代讀書之樂也。所謂至哉天下樂、終日在几案、若能熟讀、眼眴潤、胸腹飽、地步高、要須開明性理、保護靈珠、夫子之至聖、韋編三絶、顏子之明睿、篋瓢不倦、帶經於畊耘、把卷於負薪、牛角之書、練囊之螢、截蒲而寫、閱市而誦、手舞足踏、若將寢食俱廢焉。故每得典籍、構樓架閣、薰以芸蕙、襲以縹緗、或梯岩崖、或絕淵潭、碑版錡釜之文、亦皆無不搜窮、而傳播。漢有劉向、桓譚、晉有張華、東晉齊有王儉、陸澄、梁有任昉、沈約、唐有李泌、蘇弁、宋有李淑、葉夢得。



藍草 紋不分明

金具銀

金具銀

脫然飾觀
小身圖
總長三尺

目釘穴

等皆書窟主也。勢州山田神官諸生相攸於宮崎。凝土度材
新建文庫。飛簷翼以軒翥。反宇軼以高驥。藏蓄經史子集百
家之編。及本朝神祇道之祕錄。歷代倭歌集。側比設黌舍。以
為講習討論之所。竊擬州學縣學之儀軌。昔者本朝之隆盛。
使諸儒居大學寮而讀五經三史等。且有釋奠之禮。試科之
制。偉器碩量。代不乏人。菅君江帥。是厥巨臂也。石上宅嗣毀
其宅。為阿闍寺。別設一院。貯儒書名芸亭。小野篁客遊東州。
建足利精舍。置先聖先師像。及北條氏執兵馬之權。初金澤
文庫。押儒典。以墨印章。押佛卷。以朱印章。及叔末之世。風教
敗墜。人才萎蕪。千載寥寥。影沈響絕。無靈膠之續。斷絃不如
永郭。有爐步悲夫。今斯一舉。寧為人力之所致。蓋皇天之錫
命。不亦悅乎。此地之為狀也。高明爽愷。四望豁如。舊外宮封

戶之地。故曰宮崎。或稱豐宮崎。前有神田。號天長田。及九月
秋歛。而初獲稻。薦內外宮。號新嘗祭。正南有八束山。相傳奉
祠素盞烏神。有鼓嶽。天晴氣清。則觀山腹之水簾。東南有瀧
浪山。東有尾上山。或曰隱山。相傳倭姬命入此山。而不出。故
名。有神路山。屬內宮之山也。有朝熊嶽。烟雲變滅。朝暉夕陰。
葱秀迥出。西南有山宮谷。每歲十一月。簡元辰祭。妙見星。而
禱年穀之豐登。或云舊祭泰山府君。西有岩戶山。有十二石
窟。故名。舊曰高倉山。屬外宮之山也。又有高神客神兩山。各
建社祠。高神山南有大國玉社。山下有水。名井足。清冽可愛。
陽旱不縮。陰霖不溢。土人酌為煎茶水。當盛夏之際。滋蔓之
草。過鬱之木。遮蔽炎日。來遊者坐盤陀。玩碧波。最為避暑追
涼之所。井足水北有御田口社。其餘跡之靈景之美。難盡貌

寫嗚呼諸生精勤奮發夙夜匪懈則異日將有着逢掖之夜
陳俎豆之器發絃歌之聲神其舍諸人宜肅敬余未往宮崎
臨眺之興懷古之感何以記焉觀其圖狀姑書以應神官諸
生之求興公有天台之賦杜牧有阿房之賦欲他忖度而覽
斯文

慶安己丑夏五月日

善齋老人書于南紀沕潛居

題伊勢文庫

勢州度會人胥議相攸擇勝造書倉弋寓日本紀神書天書
祕笈諸家乘之類中華之經史子集等隨有隨得以聚蓄之
酬靈恩之万一也欲見者來乃請守鑰者許閱視之不許外
出焉唯於浮屠相多者無藏之以有神之所忌嫌故也其慕
古之趣可以嘉焉屢使紹介告之故且請余一語至于再至

于三於是齋春秋傳一部贈之以添文庫之牙籤因綴長篇
一首以言敬遠之志云

常世波浪融	伊勢起神風	五十鈴川上	有血是磯宮
虛靈齊日月	洗眼對白銅	陰陽元不測	造化自為工
豐受亦宗廟	內外共尊崇	皇孫受三器	智仁勇相同
寶祚與天壤	隆盛永無窮	倭姬憑談後	齋王潔厥躬
忌避排中子	髮長棄如蓬	深紙堆反故	異端不可攻
邪曲必當罰	正直即令終	黑心早點去	丹祈忽感通
欲知妙物理	布在古記中	遠聲百千里	慇懃到海東
聞說同志輩	書倉成營功	聖經及祕錄	行將棟宇充
卑詞聊依請	代祝表微衷	馨香發於德	採蘋須昭忠
寄貽春秋傳	葵傾向朝曛	請君務民義	默禱邦家豐

壬辰六月上浣日抄筆東武家塾

戸部法印夕顔巷林道春

講堂額 豊宮崎文庫の五大字を彫る。林學士道春の書あり。

表門額 同上の文字を彫る。善齋道慶の書あり。

文庫創建碑 庭内よりあり。津藩士源知周の撰文あり。

孝經碑 菱湖卷大任の書あり。

御屋根櫻 南庭よりあり。延佳神主自家の屋根より生ぜし櫻苗を、手づかり傳へて、此の稱あるふりといふ。土俗豊受宮の御屋根より生ぜし由訛り。古株ハ、朽腐しけるが遺葉繁殖して、今ハ、數十株より及べり。花期ハ、毎年清明の頃より、遊客頗雑沓す。

度會神主延佳靈社 元ハ、文庫の東に在りしを、罹災の後、門内の北側に移りたり。近く、足代弘訓の靈をも配祀せり。延佳神主ハ、始、延良といひ、通稱ハ、與三次郎、又、信濃愚大夫とも呼べり。權林、延佳神主の長男あり。汎く、神典國史を涉獵し、神宮中興の碩學ありき。其の著書多き中、陽復記と題する書ハ、曾て、菊亭經季公より、後光明帝の歡覽に備へし由、爵賞沙汰應元年八月廿七日、記録所より出御ありて、特ニ歡感あらせられし由、爵賞沙汰文小見えたり。氏ハ、元和元年の生誕にて、元祿三年正月十八日より、卒去せり。享年七十六歳あり。その平素行狀の一斑を、左より示さむ。

寛文十二年壬子の夏より、秋より、出口延佳、門人釜谷正

好紀伊國玉津島神主高松氏橋吉重、越前國人山本廣足の爲に、神代卷を講ず。その時、三人、いそいそ、延佳の爲人を評しける。その見ろ所、皆異なり。ある時、廣足、此の事を、延佳に告ぐ。延佳の云も、我も取りて、他の戒とすべき事、二つあり。一ハ、弱冠の比より、婦人の列りたる酒宴の席は、ほゞとらざる事。一ハ、人とやもに、博奕の具を、手ふごらざる事あり。右の如くにして、今年五十八歳、及べり。其の始も、勉めたりと雖、後ハ、自然の如く、にありたり。此の外、我も、取るべき事ありといへり。此の事、神代卷講述抄の跋より見えたり。延佳、文庫を造立し、舊記を考索して、廢きたるをつぎ、絶えざるを興し、神宮に功ある事ハ、世に編く知りて、かくれか。一生の行狀も、此らの外、人よをなれたること多かりきむを、記し傳へたる物なきハ、はと惜むべき事なり。

御常供田 みとくぐくうでん 抜穂田ともいふ。宮崎文庫の南にあり。豊川、岡本の両町に属す。

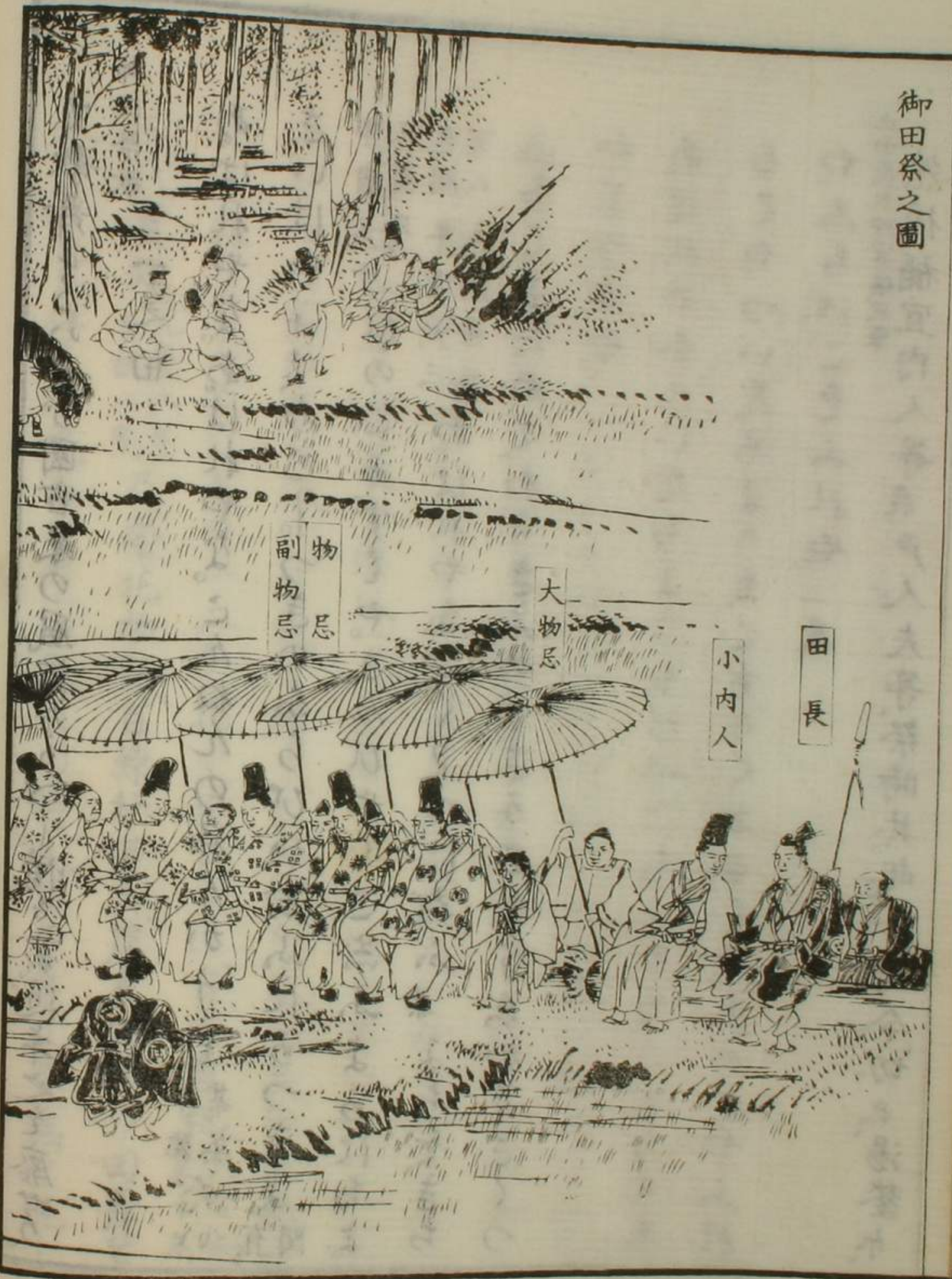
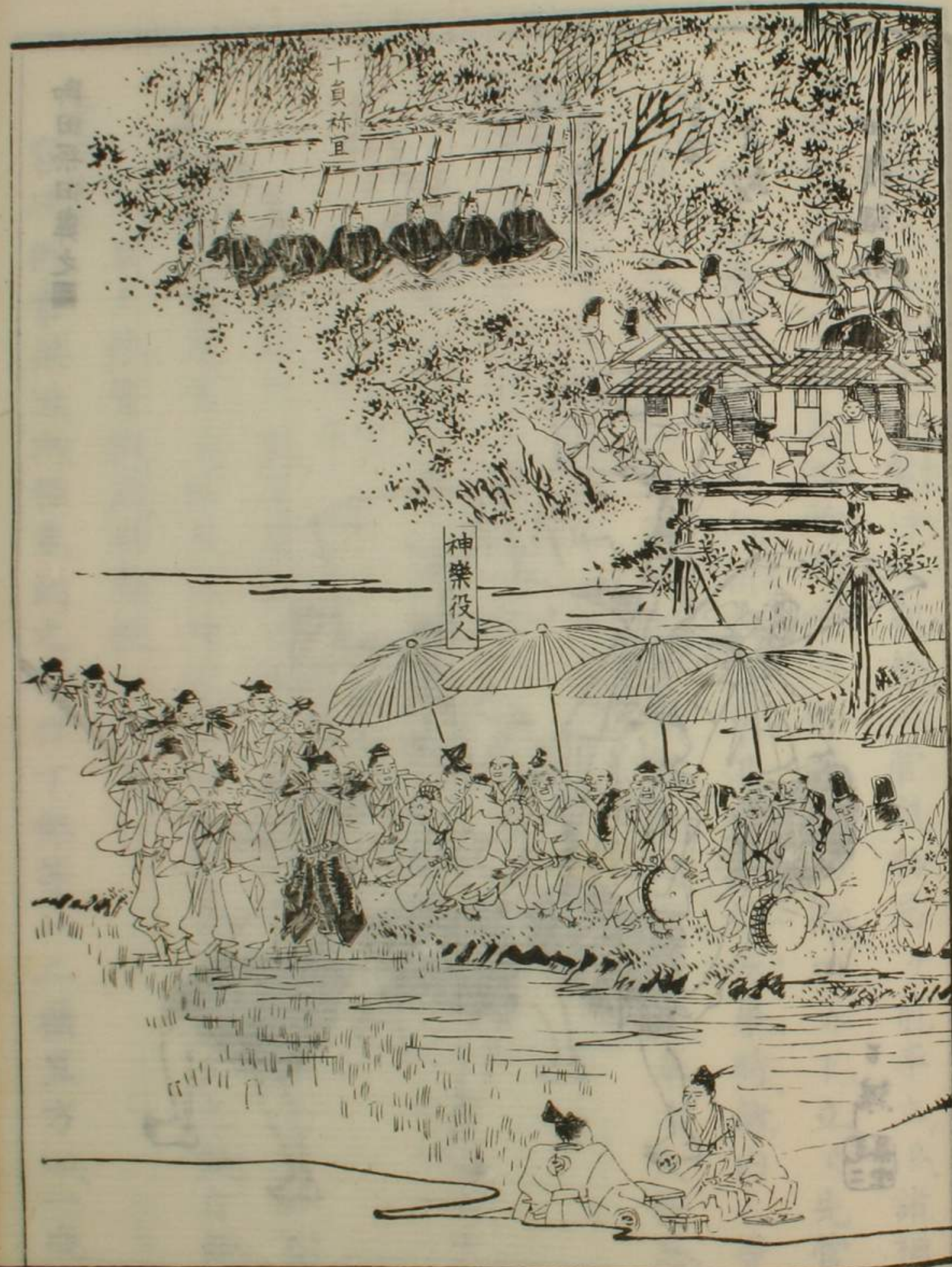
皇大神宮、豊受大神宮の朝夕の御饌に供せらる御料の御刀代田を云ふ。毎年五月下旬、吉日を撰び、所田植の神事ありき。その式も先、大物忌父、苗草を祓ひ清め、子良の子之を植ゑ始む。此の時、神樂役人数十人、素袍烏帽子にて、田頭も立ち並ひ、鼓吹を奏す。禰宜十負、乘轆、又ハ騎馬にて、行装を整へ、西の山腹ある假屋に入り、其の式は預れり。式了りて、田長、田夫数人、紅粉を施し、素袍烏帽子を著し、腰簪を纏ひ、一人、金漆の棒を振り、其の餘ハ、六尺許なる彩畫の扇を捧げ、笙鼓に應じて、田舞を奏す。其の謳歌、心や古雅なれど、左に、その一二を掲ぐ。案をるに、日本書紀、天智天皇十年、三代實録、元慶八年、及榮花物語、百練抄等、農夫田婦の田舞を奏せし素往く、所見あり。早苗植付の時、其の年代豊熟を祝

て歌舞をるハ、吾が國古来の風俗なり。惜き哉、近年之を廢せり。

御田祭歌 一之田

あはれやな。あはれやな。こんねんの祢んがうも、年號だい 某年
さいはや、干支のこし。つきのからびハ、志ふにあつきよ。有 閏
年者云、十 三箇月、ひのこらずをや。さんびやくご志ふよるにちよ。
有 閏 年者云、三 百八十餘箇月、あはれやな。ごぐりつに志ふ、某 又ちを、きち
ふちとさだめて、わがきみのミさうさく、うゑかうさくつ
かまつる也。
あはれやな。ついたちよりも、ついたちよりも、くもりくも
るをや。ついたちよりも、くもりくもるをや。あめかやふれ
や。志らげこそふれや。二度。

止由氣大神宮儀式版 然後禰宜内人等我戸人夫等祭時共起、一時令切、湯整ふ。



御田祭田舞之圖



小可少
沖之免
くまは

ふけ
さへ
小可少

はに
こまは

小可
まは

右
田舞謳歌

百
三

造持氏、真佐支乃鬘乎、人別給氏、管裁物忌乎前率立氏、諸禰
宜内人等下來氏、二所大神乃御饌處乃御田尔下立氏、先管
裁物忌湯整持氏、東向耕佃湯草湯種下始、然畢時、諸内人等
我戸人夫、以令為耕殖狀、即管裁物忌、父田儻仕奉次、大物忌
父、次小内人等儻畢、

延喜式
神田四十六町一段、○中

伊勢國四十二町一段、兼名鈴鹿、西郡各一町、安濃一志、西

町六段、度會、郡十町五段

右神田如件、割度會郡、五町四段、二町四段、太神宮、三町、度會宮、令當郡司
營種、收穫苗子供用、太神宮、三時、並度會宮、朝夕之饌、自餘
依當土估賃租、充供祭料、

古老口實傳
宮崎御常供田、御稻奉納之時、作丁部等、一二、禰宜方、一瓶

一種進上之

外宮政所引付

慶長九年甲辰十月奉下宮崎御常供田之事合メ員數玖佰束

之中〇下

神祇百首

我が國よ長田の早苗移さすばつぐせむ世の富とみの花 元 長

田上大水神社 たのへ おほみづのがたや 御常供田の南に坐す藤里村に屬せり。俗に丸山また車塚といふ。豊受大神宮の攝社あり。

同御前神社 おまへみ まへのえいじや 同域内に坐す。

祭神ハ、度會氏四門の始祖大神主小事の靈なり。御前の社ハ、小
事の女宮子の靈を祀る。此の社域前ハ方に、後も圓く宛然々とる
陵墓の形をなせり。

止由氣大神宮儀式帳

延喜式度會宮新撰十六坐

長徳檢録

社記

田上大水社

田上大水社

神名秘書

田上大水社 坐、同郷、宇宮崎。

田上大水社 大神主、小事、靈、在、繼橋、郷、宇宮崎、東田、上、西大水、有、前、社。

豊受大神宮社且補任次第記

神主小事乙乃古命四男也、四門始祖是也。爾時以小事女

宮子内親王御杖代立奉支〇中仍小事薨時賜東國民其

墓令作也其靈度會郡内稱田上大水社祭之祝任神主氏

人又宮子靈同所號前社祭之

井足泉 かたりのらみ 豊受大神宮域内、關谷の口よりあり。

古木天を覆ひて常に日光を見ず。清水滾くとして、樹間より涌
出せり。宮崎御常供田に灌漑する水の源あり。文庫圖説よ、さ
て高らぬ山の下なれど、岩をたゞみ重ねて苔むし、あさり此
本草茂りて、いろなる日どりも、此の清水はたえず。こと所の
水よりも、よく清めるにより、かろらるなりとて、茶を好むもの
皆、此の水を用う。夏ハ、螢の多き所よて、水は映かりさまえあら
ぬま、人あまよ集ひあけり。納涼の時分ハ、かろら、此の泉石ふ

人絶えずと記せり。

山宮祭場 山宮谷又瀧谷ともいふ。井足泉の南にあり。

毎年十一月下旬吉日を撰ぎ、祢宜、物忌父等、此の谷に臨時神座を設けて、祭事を行ふ。此の祭ハ、仁和四年十一月十八日小行ひ、始とす。爾來、前山まで勤行せしを、建武二年、此の谷に移し、由、祝詞文に見えたり。神宮改正の後、之を廢せり。
外宮諸祭祝詞奉御調條

右當祭者、繼橋郷前山乃邊、仁天勤行志平、建武二年、清淨乃靈地乎擇定、天、此瀧谷尔祭庭乎遷奉、礼利、然羅婆改、天奉仕、止毛、谷崇無久護、幸給倍止奉。

山末神社 豊受大神宮域内東の尾崎にあり。豊受大神宮の攝社なり。

山末社 延喜式度會宮所撰十六座

山末社、山祇大山津姫命、御田口社、南也、在、繼橋郷字宮山小梨谷。

御竈木帳四王前神社 山末社

度會氏神社 宮本村大字藤里にあり。

度會氏二門の祖神を祀る。御前の左右に、小社六前あり。是も、同氏代々の神靈ありべし。

宮崎氏神社 坐、度會郡宮崎、度會神主氏祖。

右度會神主氏、遠祖天牟羅雲命、一名天、二上命、天、御中

主、尊十二世孫也。

古老口實傳 一、禰宜勤役事、廿年一度、宮中末社、中二門氏神。

度會乃大見乃原尔、度會乃神主等加氏乃神止定、稱辭奉留先、祖大幡主命、乙若子乃命乎始奉、天、次々代々乃命達

乃前尔、下

神護峯中山寺 岡本町瀧浪世古より、宮本村大字勢田に至る里道の右側にあり。同村大字藤里に屬す。

承應二年、愚堂和尚の開基より、禪宗臨濟派なり。寺傳を案す

るに、愚堂ハ、美濃國の人、伊藤掃部の男にして、母ハ、齋藤義龍の
臣、鷲見虫雲守某の女なり。天正五年丁丑四月八日、同國山縣伊自
良郷大森里小生れぬ。十一歳より、始めて、佛門に入り、庸山禪師
より、愚堂の號を與へられきといふ。此の中山寺の落成を慶せし
て、愚堂八十歳の時ありき。其の後、八十五歳より、華園聖澤院に寂
す。勅して、大圓寶鑑國師と謚し給へり。

前山 まへやま 官嶺の南に將たる山岳の總稱あり。その麓に、宮本村大字前山あり。

往古ハ、さき山といひしや。古文書に、左貴山の名あり。其の東
に崛起せるを、鼓岳と名づけ、西に聳立せるを、鷲嶺といふ。又、深
く、南ふかけ入れを、奥山と云へる地あり傳へ云ふ。大和街道より、神
宮より詣づる人々も、宮川の東岸佐八村より、山間を攀ぢ登りて、
此所より出で、宇治郷浦田坂を通じりと又、永祿年間までは、世

義寺、三寶院、光明寺等の巨刹、此の地に勝概を占め居たりき
と云ふ。當時の名残もや。今なほ、處々に、櫻の老樹を存せり。

二黒山 にぐろやま 屏風岩 へうぶがいは 龜五輪 かめごりん 蛇谷 よびだに 花まるらせ

三坪塚 みつぼづか 三光坊窟 さんこうぼうくつ 共に、此の山の名所なり。

鷲嶺岩窟 じうれいがんくつ 三光坊窟の東南にあり。天然の岩窟なり。洞中の形状ハ、山口頭庵の文より譲る。

遊鷲嶺後洞記

山口 珪

癸亥三月十八日、余與客會于冢敏卿宅、床頭置一白石髓
二鐘乳、問之云、近遊鷲嶺後洞者、所得也。因有問津之意、約
成而散。廿日夜、余如約、至高舜民宅、欲候雞鳴、俱發。是夜小
雨、客有不至者、其所同者、竝余七人。黎明離郭、猶恐為雨、所
沮。比至前山、天晴、遂南上鷲嶺十二里、絶頂有堦、謂之三方
冢、蓋二宮及紀藩之壤界。我郡新太守至、例每巡視焉。下嶺

行叢薄中，人跡殆絕。一里許，觀前洞，昔有僧名三光，修澄于此。後人因謂栖窟，蓋一大岩腹劃開，僅可坐一人。過此路，益險躡岩，援樹東南下三里，聞水聲，林樾甚美。度一溪，土人種油桐數百株，岡巒環之，四望如畫。又南上五丁，抵後洞，洞口蒼蔚參天，楓樹四株，皆合抱，藤蔓下垂，水從洞中流出，將入洞。前行者牽一長線以導，各把燭，佝僂而入。漸涉水，覺岩濕泥滑，燭光所射，垂露熒熒如也。九十八步，路稍闢，見石榜及兩石缸，如人標置。先入左穴，上五六尺，狹窄甚，導者乞反，不聽。強前覘，石下嵌空，透下得路，始不覺出何許。忽遇線，乃知循岩孔，一匝復出，故道也。還到石榜處，某有懷洞舊圖者，出檢之，更於榜右稍高處得一穴，漸入，有飛泉，其下大石森立。泉左又有一小穴，余以體瘦，小腹行，僅得入，益入益窄，不可

復前，乃進燭窺之。上下岩勢如斷齧相合，水布其底，左尤深黝。旁入者遽呼曰：得源矣！退從之。仄行，又得一穴，入而上，高二丈許，周徑若干，狀若閣道，可外下行。由此又入一穴，下五六尺，間然軒豁，洞之所窮也。所覆之岩，特蒼古，瀑布二丈許，噴沫飛散，下有一白石突起，承之。日夜寒水之所嚙，肌剝髓露，水湛湛貯其下，意必與余所窺斷齧下水通脈也。又知於敏卿宅所觀石髓，取此尖片者，宛然猶有斷痕矣。余輩旁索鐘乳，不得已為好事者所采盡也。此間有蝙蝠，見人驚飛，搶面大如燕，蓋自洞口至此，屈曲凡八十餘步，各隨所見，不得詳記。其履幽險，意如經數刻，既出尚晌午。古仙遊者樂忘曆日，豈可希哉！遂下山，溪上紫藤盛開，水華散碧。此行晚春際，夏山中揚蘆花，羊躑躅與新綠映發，如行著色畫中。過一字

郷相傳平氏族當時避亂來此遂成一村至今子孫藏鎧甲
旗幟屬余人民家見老媪請之若有新秘辭以主翁不在恨
不一觀日夕取路於龍嶺而歸此嶺余往年遊南島所歷屈
指昔遊亦已六年矣

鼓嶽

前山の東に續ける山あり。大字勢田に屬す。

古老の傳ふ此の山官川と五十鈴川との二川は挾まり中は佛
刹の堂宇ありしゆゑに志の云へりとぞ。さるハ堂洞ふかよひ川
草ふかすひて鼓といふもの製ふ似たるより肩せしむるは
いとぞ恐らくは後人附會の説なるべし。又高原ともいひ
由文庫圖説に見えしり。鴨長明の連歌あり。宇治郷林崎の
所に出す。

鼓嶽山蓮臺寺趾

鼓岳の麓大字勢田にあり。此の村舊ハ蓮臺寺村といひき。

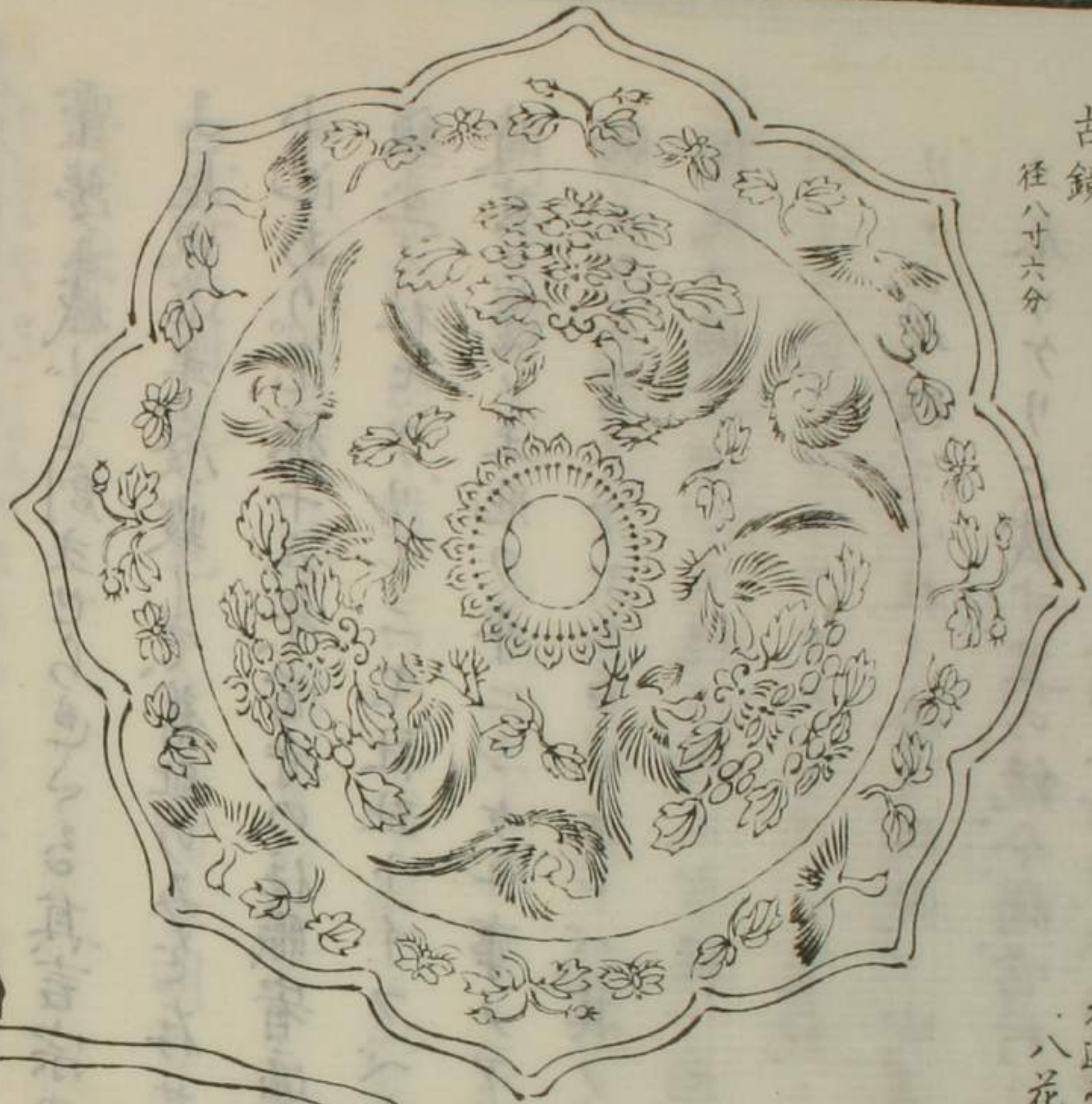
蓮臺寺も一條院の御代正暦年中祭主大中臣朝臣永頼卿
靈夢を感じて創立せらるる真言宗の寺なりよし古事談
よ見ゆ。近年廢毀して舊趾のみを存せり。境内に鏡池と云へる
小池あり。元祿十五年當寺の住職宥遍の著志し基記よ昔ヨリ
鎮坐ノ社モアリシニヤ。社趾トイフベキ所ノ形許遺リシニ或
時其ノ邊ノ土地ヲ平ニシケル事ノアリケルニ鋤ノ刃ノ物ニ
觸レケル音ノアヤシカリケレバ其ノ地ヲ穿チケルニ一箇ノ
陶瓶ヲ堀リ出シヌ。瓶ノ内ニ古鏡一面ヲ納メタリ。徑八寸八花
形ナル鏡ニゾアリケル。古代ノ靈鏡ニシテ正シク故アル物ナ
リケレバ頓ニ小社ヲ營ミ御鏡ヲ安置シテ鎮守ノ宮ヲ祝ヒ崇
メ奉リケリと載す。其の鏡今猶當村に珍襲せり。

鼓瀑

同村を距ること南二町許鼓岳の山間に在り。高一丈七尺濶四尺あり。

古鏡

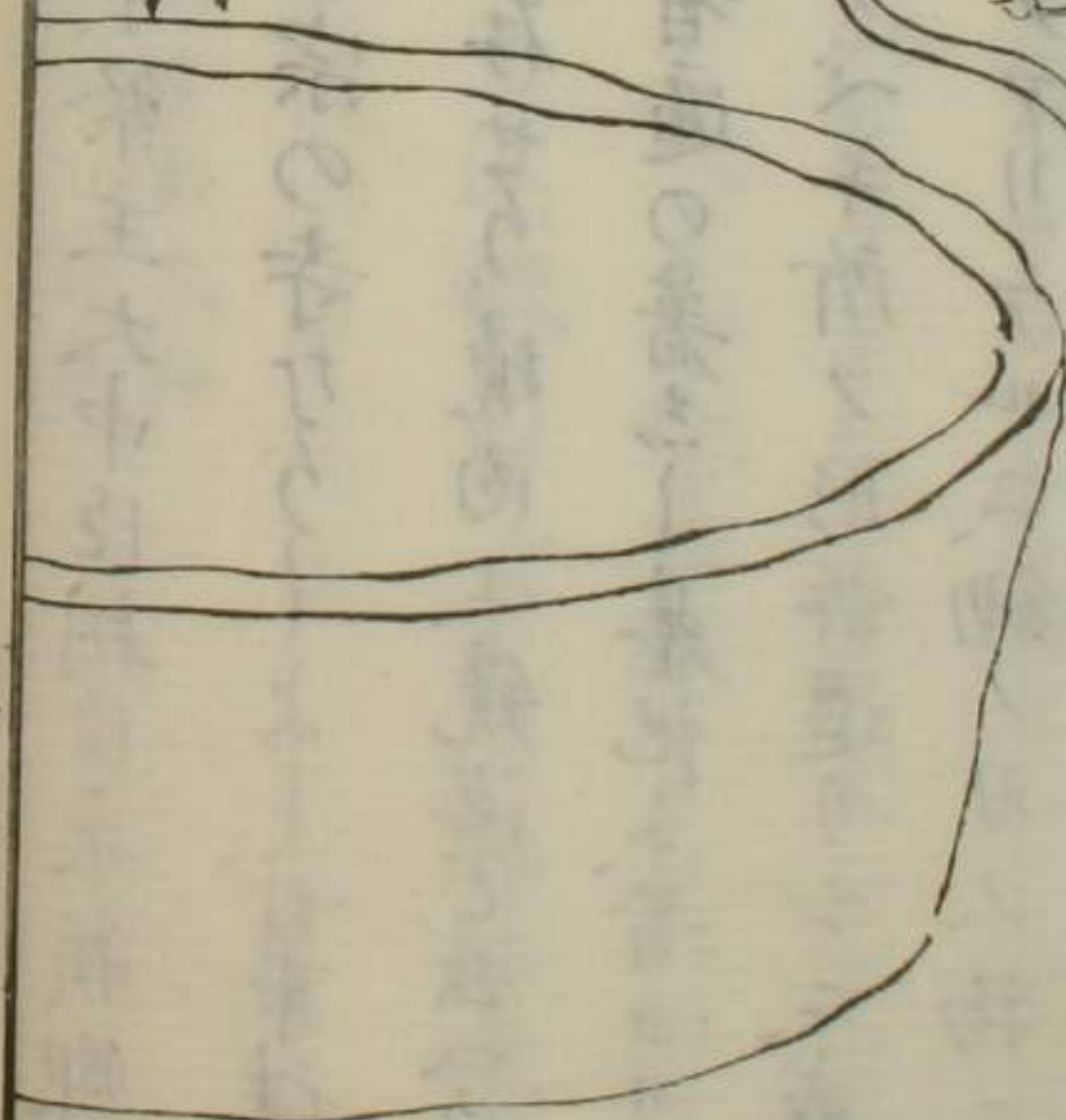
徑八寸六分



元蓮華寺所藏現今勢田村三保存
八花菱形古鏡并瓦竈

瓦竈

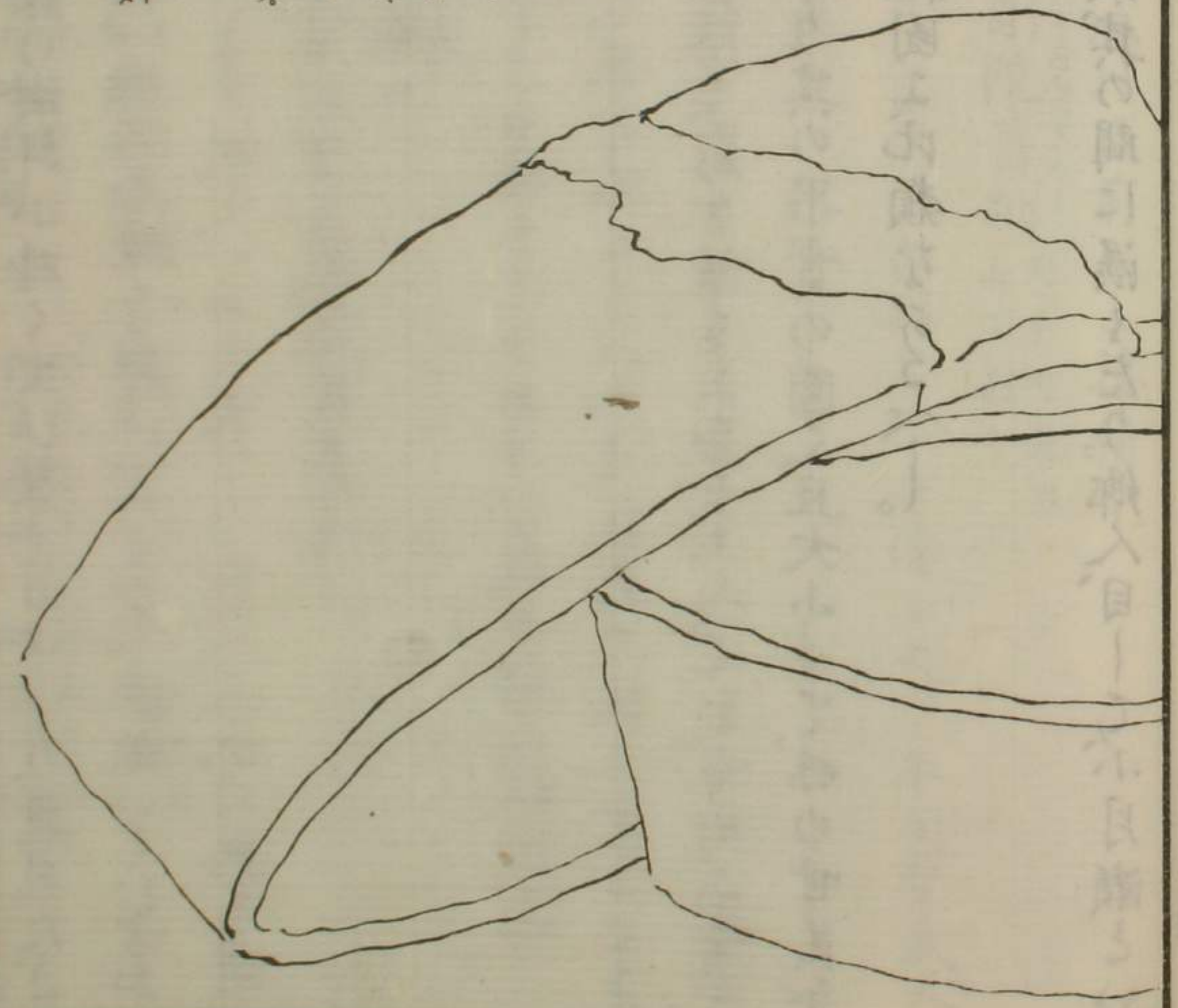
身 徑一尺 高二寸五分 厚三分半
蓋 徑一尺六分 高三寸



鼓岳山蓮華寺の什物古鏡あり、
私割始く宇治五十槻久禿神主と
中もに一覽、其後江戸狩谷振舟
望之京都山田阿波外以文と因伴
一七教度熟覽せり、此人くむ世り
名高き學者者あらず皆希世のもの
歎美せり、今年彼地の地頭久志本
三位常達卿とハクして瓦器の破
損をつくり古森厚保山口光治
山本忠徳をすめて鏡袋一敷備
團二韓櫃一合を寄進せしむ、是
私割好古の癖ありてかちもの埋
没をなげく意切なるが故なり、

天保十四年癸卯閏九月

足代権大夫私刻



岩壁三面を圍み、森の樹群小暗く生ひ繁る中より、飛泉たぎち落つ。その様實に、一條の白布を懸け多る如く、幽趣いとむ方か。楓葉の、紅は深めなす秋も、いふも更なり。夏の、三伏の熱を避ぶむとて、市街より、笠曳く遊客、甚多し。

産物蓮臺寺柿 大字勢田

此の村、一つの頃より、植ゑをドめけむ。数千樹の柿樹、遠く、溪間を埋め、近く、人家を擁せり。八九月紅熟の候、至るとき、を、顔く、目を奪ひ、夕陽も、影を譲るよする。土人、之を、市街、小鬻ぎて、半年の糧資とせり。其の果實の圓く、且大ふして、味の甘美なること、恐らくは、他國、比類なうべし。

宇津木原 大字藤里

村間、梅樹多く、溪水、其の間に流たり。郷人、目して、小月瀬とい

ふ、西南、八、同村、大字旭村、及前山、よ接續す。

教王山神宮寺寶金剛院舊趾 岡本町龍浪山

土俗、世義寺といふ、真言宗の古刹なり。寺傳、天平年間、聖武天皇の御創立、よして、開基、八、行基なりといふ。往古、前山、よありき。中興、開山、も、圓海律師あり。建長年間、坂の世古、よ移志、一、の、神域、よ接近せるを以て、寛文十一年、山田奉行桑山丹後守、下知して、此の地、よ轉せ、一、めたり。支院、十餘、宇あり、一、の、近年、廢毀、一、今、ハ、僅に、威徳院の、一字、残りて、一、山の、寺勢、を執るといふ。この、寺、如、法經を、頓寫して、毎年、七月、各所、よ納むる式ありて、近年、まで、行、を、れ、り。

威徳院 瀧浪山 あり、大峯山、當山方、正大先達と稱す。毎年七月、管内の、修験を、集め、大護摩を、執行せり。

土器經筒二口 本院、よ載す。一、を、治承二年の、銘あり。一、を、無銘なり。傳、云、ふ。長寛年中の、物なりと。

敬

奉施入如法經竹筒一

右志者為教真象華靈者非
生死頓證善根施入如右敬

威德院所藏經筒銘

治業二年有十二日造之

利生僧寬喜

造半藤井成重

敬

世義寺古瓦銘 岡嘉平治舊藏

佛

元和六

乃々々々
山
常
方

大
今
上
頃
ち
う

三ノ三十一

太刀一口

本院に藏す。大護摩の時を用う。無銘。長壹尺七寸三分。本院所藏服部采女正寄進状

飯高郡鎌田村之内を以て大峯領五十石永代令寄進畢

不可有相違者也

文祿三年九月五日

山田 世義寺先達

服部采女心

一忠五

瀧谷

龍浪山の巽あり。土俗不動池といふ。空海自彫刻せし。不動の像を水底に沈めしより如此名づけたりとぞ。

八束山

八幡山

辨天山

永代山

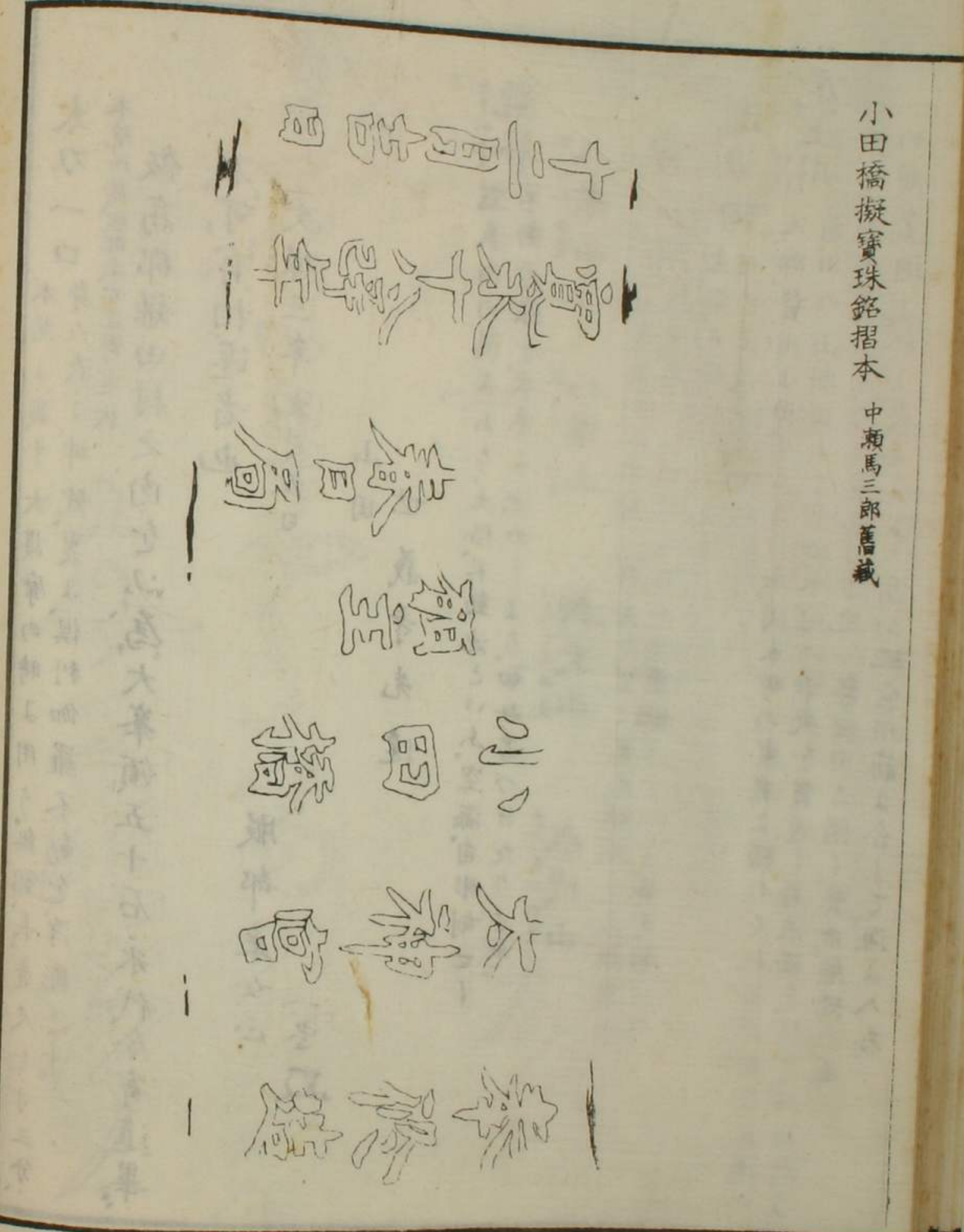
轉々山 皆甚高からず。巔上勢海を望み、風光頗宜し。三四月の頃ハ、處々、假店を設け、酒旗翻くとして、客を招けり。

瀧浪橋

土俗丸橋といふ。尾上の川の上流に架せり。

尾上川

又、御贄川、小田川といふ。岡本町の東端に横たをれる川あり。水源ハ、前山の山間に出で、宮崎水田の中央を貫通し、瀧浪橋を経て、此の所に至る。岡本、尾上兩町の境あり。下流ハ、勢田川と稱し、箕曲、繼橋二郷の間を通り、終ハ、大湊に至り、高向郷宮川筋に合して、海に入る。



小田橋 尾上川に架せり近年まで擬寶珠ありき

往古ハ瀧浪山の北麓に小田といへる一村あり一が永承年間
洪水の爲ニ流失せし由舊記ニ見えたり其の村の産土神なりし

小田の社今なき存せりされど小田の名ハいと古き稱號なるべし

神宮諸雜事記

永承五年九月祭使王孝資中臣神祇權少副元範等也

而以午時豐受太神宮參入即玉串供奉之時

俄洪水如海字小田橋流浮天宇治川水洗岸天人馬不通仍

件勅使外宮一宿天志以明十六日內宮參宮已了

櫻新道 小田橋の東詰より左に折れて河

虎谿 小田橋の南にあ

此の地出閑小して往時文人墨士の棲隱せらる者多かりき茲ニ
蔭田暢齋の文を掲ぐ

小田橋南百六十步許有小丘此地舊有虎子山及虎谷之名戊午夏余卜隱於此內以小虎谿自號客至問余其方向勝概輒指燈柱上記令客自讀曰草堂在八幡山之趾寺門最近與草堂斜面者為上善寺其左為善念寺與山本氏初月庵皆當草堂東地稍高堂北有文珠寺正住院八幡山西南趾如法入門諸寺竹樹隱蔽小南有民家者為向山竹柏村其上為教王山又南為中山寺稍遠而高者楊楹原前山其上最高大者鼓岳也西為大神山自千萬元上斧斤不入豐宮崎文庫在其趾庭多櫻花出口氏所栽云龜頭山在其西北平田中有大神主小事墓稱田上大水社其北為梶森此間屬繼橋郷古名錦河內又稱宮崎而今錦水濶栽文許水東古樹叢立者二所庚申祠也其西北有華表傳為文珠

寺舊趾草堂西小橋通岡本里水北入勢多川潮汐通焉從草堂下可舟下也又一派水過正住院北合于小田橋下俗稱虎川

寛政十一年己未十二月

小虎溪主人識

岩淵町

豊川町の續より岡本町の北に通ずる町なり度會郡役所宇治山田監獄支署及山田癩毒病院等あり

往古宮域泚池の下流其の他數派の水流此の所合して深淵をなすより名づちたりとぞ。町の心中に溝渠あり其の名残もや又中古迄は毎月三日此の所まで郷人市場を開き諸物を交易せしこと八日市場と同なりき。今に三日市場と稱する舊家あり。

城橋

岩淵町より岡本町に至る境界の橋なり

上部越中守貞永豊臣家の御師なりを以て同家より知行千

伊勢曆

何の頃より創りて宇治山田の御師より諸國に信者ハ伊勢土産の曆と唱ふる曆本を頒布する慣例ありき。維新の後廢れり。是ハ岩淵町箕曲庸人の所持せるものなり。今、模本を左に掲ぐ。

伊勢度會郡田 かりた徳大夫

正保五年つらののえね曆九三百八十ヶ日



大さしむの方... さいせいのひつしの方... 三月大... 四月小... 五月小... 六月大... 七月小... 八月大... 九月小... 十月大... 十一月小... 十二月大

Table with columns for dates (e.g., 一日, 二日), days of the week (e.g., 日, 月, 火, 水, 木, 金, 土), and specific events or names (e.g., 吉書始, 吉書のり). Includes the word '正月大' and 'とくら'.

石を賜ふり、宇治山田の郡宰たり。岡本坊山へ憑りて、居を構へ、

城郭を擬し、ぬりき。故に、此の称あり。因に云ふ。同氏の所藏せり、武門の文書數通あり。今、その一を掲ぐ。

伊勢國多氣郡相可八百貳拾石、荒卷百八十石、合千石之事、令扶助之。訖、全可領知者也。

天正十九 五月十一日

上部宗次郎とのへ

釋尊寺領地 岩淵町とありて趣あるども、今、詳あらざ。須崎岩淵釋尊寺沙汰文といふ書あり。院宣、申状、案等、數通を載せたり。此、其の一を掲ぐ。

御祈料所、釋尊寺領、岩淵中河原兩所、夏落居地、就、去年、向

那須與一贈岩淵氏祈願書摸本

整一尺一寸
橫一尺五寸

御巫清白所藏

奉 任勢太神宮願書

下野國那須與一宗高謹白頃年平清盛之一族振威
專權茂如王家愾苦蒼生雖然者終不久吾源
賴朝恭養院宣興義兵乾願義經引率大勢討暴
逆譬如利刀破竹平氏竟漂漾西海不知所據然猶
設偽計欲欺我將平時義經命宗高守所之
錄之不許因頓首再拜奉念

任勢太神宮竟顯射切源平之陣頭是偏因
神明之助力者也因是於我那須領以柴山金丸兩地

奉寄 太神宮永表恩賴之辱猶為祈子孫之繁
榮贈岩淵二頭大夫願書因如件

元曆二年二月廿日

重藤弓

一張

鎬箭

二筋

馬鞍

一口

右奉寄附

那須與一宗高敬白

狀 院宣及違乱云々、吏為實者不可然、所詮任代代、勅
裁寺家領掌先不可有相違由、被仰下之處、如教狀者、猶不
叙用、欵任先例。職沙汰者、院宣如此、仍執違如件、
正安三七月三日

宮内卿顯相

祭主神祇權大副殿

吹上町 岩淵町の北と通せる町なり。是より、河崎
町を経て、二見、鳥羽と達する縣道あり。

往古を河原村といひき。傳へ云ふ宮川の下流、此の北を繞り、頃
までは河原とありきや、今も堤の舊趾存せり。應永十年の光
明寺古文書にも、富貴上と見えあり。

皇太神宮儀式帳奥書

文和三年甲午四月十九日、於伊勢國度會郡繼橋郷河原
村吹上書寫畢、為令神事興行、申出村松長官家行神主御
本勵老眼畢、權稱宜度會神主實相、

世木氏文書

竪一尺
横一尺六寸五分

光明寺所藏

分行 少財物事

傳卷檢大内人興之記云々

臺以繼橋神祇殿興、副内事官頼重、任藏

在十三卷十八夫田里の坪

皇伯捌拾歩、其曲所波行、曰字皇

右依有存育羅馬少分所分治之五日迄
善事可令相伴男子等之状如件

天福貳年正月廿日

令旨

次男權社是後者會事也
嫡男長權社是後者會事也

家女度會債專子亦之

世木乃大書

子

皇北島國家
豐愛神宮權社是後者會事也

在專日錄之若川治系何至有別文
矣財之無若若了男女各之無忘識
所也

紅汁台各不成遠也可乞
所知し
所存之度會事也

世木社

同町の北裏、世木の世古あり。山田産土神八社の一なり。

世木も、堰をて、北宮川筋堤防守護の為、勸請せし社なりと云ふ。往古ハ此の邊を世木村といひき。度會権禰宜世木某の居住せし所なり。

惠觀禪師墓 世木社の東あり。

惠觀は、光明寺一代の任職にて、所傳多し。此の地、寛文年間まで、光明寺にありし舊趾なれど、其の墓も存せらるるべし。結城上野介墓 惠觀禪師墓の傍あり。

墓石の面、君山道忠大禪定門墓の九字を刻せり。まゝ、白河天皇、北畠顯家卿の紀念碑あり。

松木社 吹上町より、岩淵町に至る横巷松木に坐す。

禰宜度會神王春彦の靈を祀る。寛延年間、其の裔孫松木長官

智彦神主の建設せし所なり。

豊受太神宮、禰宜補任次第記
禰宜外從五位下神主春彦 在任十六年

右神主、二門大内人高主六男也。延喜十八年六月廿日任、兄冬雄。同廿年十二月廿五日、叙從五位下。承平三年

十一月廿日、辭職、讓男晨晴。天慶七年正月九日卒。
箕曲中松原神社 岩淵町字箕曲に坐す。山田産土神ハ社の一なり。今、縣社に列せり。

類聚神祇本源、中松原社の所、長徳檢録文云、御竈本帳未載之。宮司盛房、諸神社等修理沙汰之時、未詳也。と註したれど、同書長徳檢録柏木社の所、在大歳社中松原とあり。又、參宮案内記に、岩淵町の末、美野社と云ふあり。是、美野中松原社とて、外宮の末社八十五座の内なりとあり。土俗流社と稱する、箕曲郷箕曲氏社の本地なりとの説あるも、當社ハ、繼橋郷にて、素より、二社

なり。詳し杉落葉神宮續秘傳問答等小記せり。

柏木社 中松原神社の南田圃の内よ
坐す。石壇のみよて、社殿なし。

前に掲げし長徳檢録よりて、豊受大神宮の末社柏木社の舊
趾なるを證する小足せり。

箕子橋 小田橋の下流よ架せる
石橋なり。岩淵町よ属す。

往古を編きたる竹の上小土を置きて渡りけるゆゑかく名づ
るよし、舊蹟聞書に見えたり。

前田 箕子橋の東北よあ
り。岩淵町よ属す。

往古に池町村の前田と稱する一村落なりき。何のちろあつ有
りけむ。水害よ罹りて今も其の跡も知らに由なし。只終よ小字
よ残せるのみ。

金鼓山光明寺 前田よ
あり。

寺傳を案するに、此の寺も、天平十四年、聖武天皇の勅によりて、
前山よ草創せられ、金光明最勝王經日課を以て、寶祚長久、萬民
快樂を祈り奉りし、天台真言兼宗の勅願所ありき。何の頃よの
ありけむ。山田吹上村よ移りしに、寺運漸衰へり。元應年間小
至り、住職惠觀之を、禪宗小改め、伽藍を増築せしむ。道風復振
ひぬ。世人、中興開山といへり。爾來、東福寺に末刹となる。寛文年
間、本支院とも、祝融の災よ罹りしにより、此の地よ再築せり。惠
觀ハ、月波禪師と稱す。南朝の忠臣結城上野介入道宗廣朝臣ハ
親戚ありしを以て、入道自筆の勅制軍中法并小軍中日記、及室
家の消息、其の他、院宣、北畠准后の袖判等、教通を什襲せり。往年、
水戸黄門、大日本史を編輯せられし時、瀏覽よ供せしむ。之を
誼書中採収して、光明寺殘篇と載せらるるなり。

古鐘

同構内鐘樓
小懸けたり。

後深草天皇の御代常磐井入道實氏の寄附せしむれなりやぞ。
右来神境に於いても、梵鐘を撞くこと、禁制なりしゆゑ、神官等之
を止めむとせしに、寺僧郡宰上郡越中守に懇訴し、終に豊臣家
の特許を得て、毎日二回此の鐘を撞く事となさる。其の朱印
今に當寺に藏せり。

因に云ふ。白河天皇の第二の皇女媿子内親王、第五十二代乃
齋内親王として、伊勢に居給ひし頃、其の外祖母なりし六條
右大臣の息室、伊勢小ひり給ひしに、鐘聲の聞えしをば、神垣
にあたりとたおひしゆゆだきおひもかけぬ鐘の聲うれ
と詠せられしよし、金葉集に見えたり。此の歌のは、此の鐘の
事なりとの説あるも、年月遠へり。

豊臣秀吉朱印

光明寺所藏

光明寺
山田清波に奉
贈しし日吉寺
守名に奉る鐘

豊田吉

去る月米のしきり
けつしきり
百もふもふしきり
ふもふもふしきり
信るはあふ

ふもふ

ふもふ



ふもふ

八諸軍可有存部条

- 一 誅伐仲時時益亡下軍奉捕禁東仙洞奉還奉
所所可守後申也抗倍奉し所相雲云若某注進主名
可任奏明被拘尋子細し後可被定罪名云
- 一 抗被注下名文一人、若被堅固死所可待申後奉し由可
申云云
- 一 即入浴之時軍勢不供奉用白可奉會八幡宮云
- 一 李存育連院兩門以竹園可奉捕し抗彼門邊才事者
諸事可相向大塔二系親系所下知邊 勅此須注所云

者被作事し夫名不迴時尅可追討云

- 一 急乘遣軍勢於金野山道討取向し軍可被給書信云
- 一 於邊中有致狼藉し軍之敵家再被犯遇し云賊撤去

軍中法三遍被遣之查細之肯被作宗成後字 可云

存給給者依

天氣土登如件

元弘三年五月三日勅解由次官光守

謹上 頭中將成

人々をうらやましくもするは
 又のちをうらやましくもするは
 二子ぬえりてははみらるるを
 子しりてははみらるるを
 りちりりりりりりりりりり
 あるる

一本木 吹上町は續ける縣道あり。往古路傍は、榎の
 大樹ありしを以て、かく名づけたりとぞ。

奉行屋敷 一本木の北裏はあり。
 土俗、御屋敷といふ。

寛永七年、山田奉行岡田伊勢守、公解を置きしより、同十八年、石

河大隅守奉行の頃まで、訴訟を聴きし所なり。今、菰荷の小祠あり。

正善坊橋 道あり。正善坊といふ堂宇のありし跡也。今詳ならず。

尾上町 岡本町の東は續
 ける國道あり。

此の町、妙見堂の下はあるゆゑ、妙見町と稱せし。越近世改めたり。
 両側とも、逆旅軒を並べていと繁昌の地なり。中央は、朝熊嶽万金
 丹を齧ぐ支鋪あり。

妙見堂 尾上町の北、石階を登ること一丁許、岡阜の上はあり。
 往古の小田岡崎宮の旧趾あるよし。西南眺望は宜し。

傳へ云ふ。貞觀元年十一月十五日、大内人高主の女、誤りて、御贄川
 に投じ溺死せり。其の遺骸を索めしるがも得ず。かへりて、淵底

より、妙見星の本像を獲り。高王喜び、堂祠を、小田岡崎宮の靈地より創め、其の像を安置して、氏人の繁榮を祈り。其の功驗にや。翌年より、年毎に雙子を産み、三年の内、六男を擧げたり。後、子孫、數家に分れ、世に榮爵を預り、由、祿宜補任次、兼及度會系圖等、よき名をたり。今に至り、氏人出産の時、胎衣を、此の堂の後、小藏むとぞ。大樹蒼蔚として、嚴然たる社域なり、が慶安年間の大風、樹本顛倒して、風致を失ひ、よし、常基雜事記に記せたり。

岩屋本録記

岡崎宮、妙見本録云、度會遠祖大神主飛鳥末孫大内人高主、貞觀元年己卯十一月十五日、一子前、大物忌子入、御贄川卒去、十五歳、即時從、御贄河淵底、而得妙見星童形像、奉居尾、部御陵以西、小田岡崎宮靈地、祈、氏人之繁昌、爰貞觀二年十一月十五日、一胞二人、男子生、宗雄、冬、雄是也、同三

年十一月十八日、同胞二人、男子生、春海、秋、並是也、同四年十一月十五日、亦同胞二人、男子生、冬、綿、春、彦、是也、

清水 同町清水世古あり。清冽いふべからず。土俗、七清水の一といふ。

尾上社 同町北側人家の裏に坐す。此の森に、不浄をする者あり、忽、祟ありといふ。

類聚神祇本源、長徳檢録、尾上社、在、泉寺西、と見え、御竈木帳、ハ、たゞ、尾上社とのみとせたり。何の神を祀りしもの。尾上石、度會姓の氏人、累代住居の地にて、康平、其の男彦晴、其の男貞雄、と共、尾上の長と稱せしよし、祿宜補任次第、見ゆむと、小田岡崎宮をば、尾上の氏神として、尾上社ともいひ、ならむといふ。この説、長徳檢録、泉寺の西とあり、おも、能く叶へり。

尾上御陵 小部、尾部、玄扈等、よ作る。
往古より、倭姫命の御墓を、尾上御陵と稱し、或ハ、正住院の石窟

なりといひ或ハ、天福寺山の幽林なりといひ或ハ、經の峯の巔とも云ふ。岩屋本縁記云、奉居尾部御陵以西小田岡崎宮靈地利とあれむ、妙見堂の東に當りて、其の地を考ふるに、元常明寺門内なり石窟、即是尾上の御陵ならむ。又、神風小名寄、倭姫命尾部山より乃ぼりて、沖ゆくへなくかられ給へり。それより、尾部山を、隠れ山と名付けある由、古来、あまねく傳へ侍りと見えて、小田橋より東方、宇治郷樋手澗の境まその間ハ、往古より、總べて、尾部山、隠山、隠岡の稱號を傳へ多れむ、此の邊の外あり

隱岡山壽巖院

尾上町の南、山の半腹にあり。浄土宗あり。

東照山清雲院

尾上町の東端、尾上坂の麓より、一丁許南にあり。土俗、阿夏寺といふ。浄土宗なり。

此の寺、元、吹上町にありしを、何時の頃より、此所に移せりとい

ふ。徳川家康の側室、清雲院殿阿夏尼の開基なり。延寶年間、増上寺知鑑和尚、退休して、此に住しき。堂宇数棟ありて、林泉幽邃なり。近、近年、舞馬の災に罹りて、一掃蕩盡せり。今、一字を再建して、徳川氏の靈位を安置す。後山、海灣を望み、風光最佳なり。

海雲山高源寺

尾上町の北裏にあり。岩淵町に属す。禪宗あり。

尾上坂

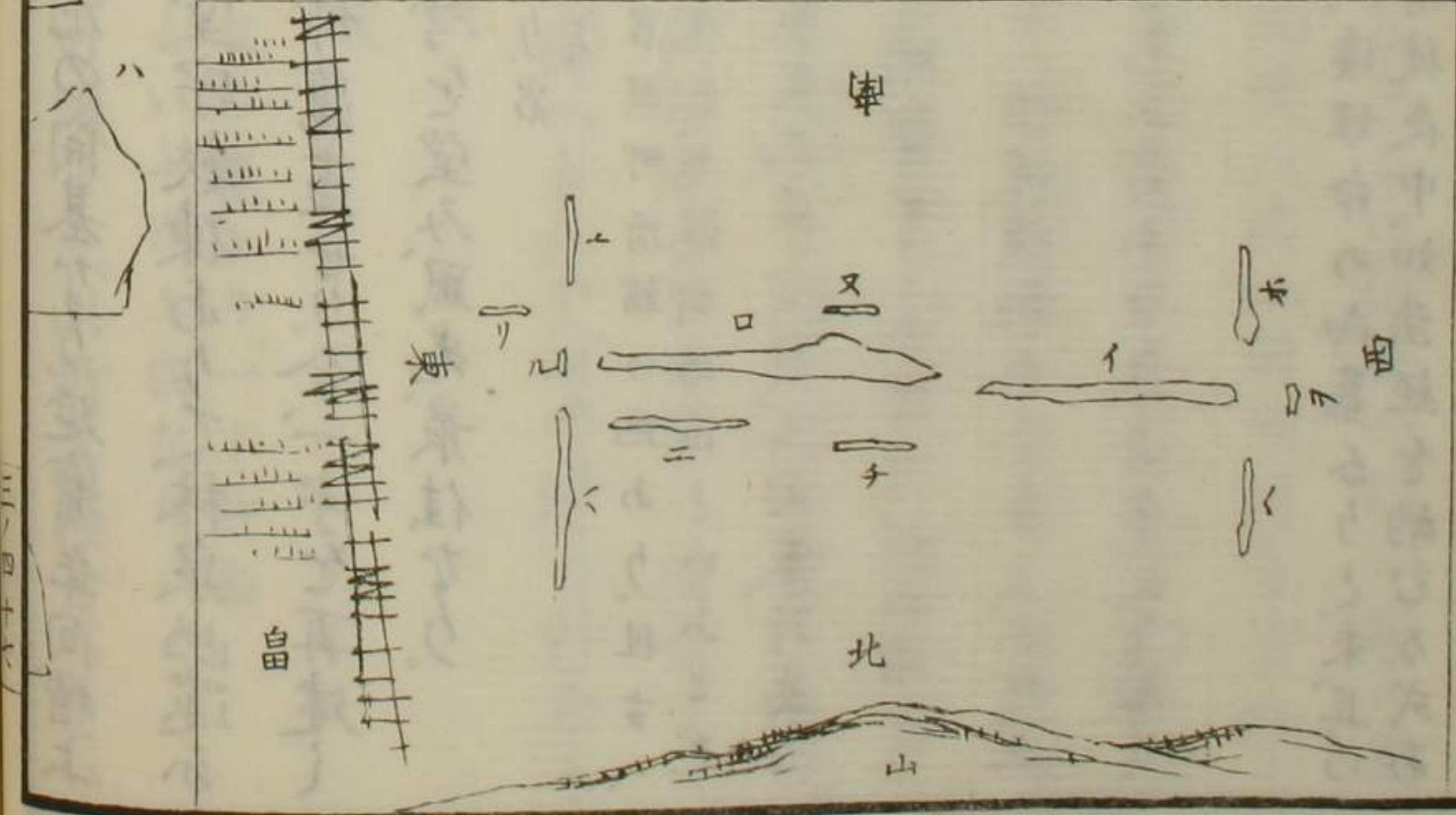
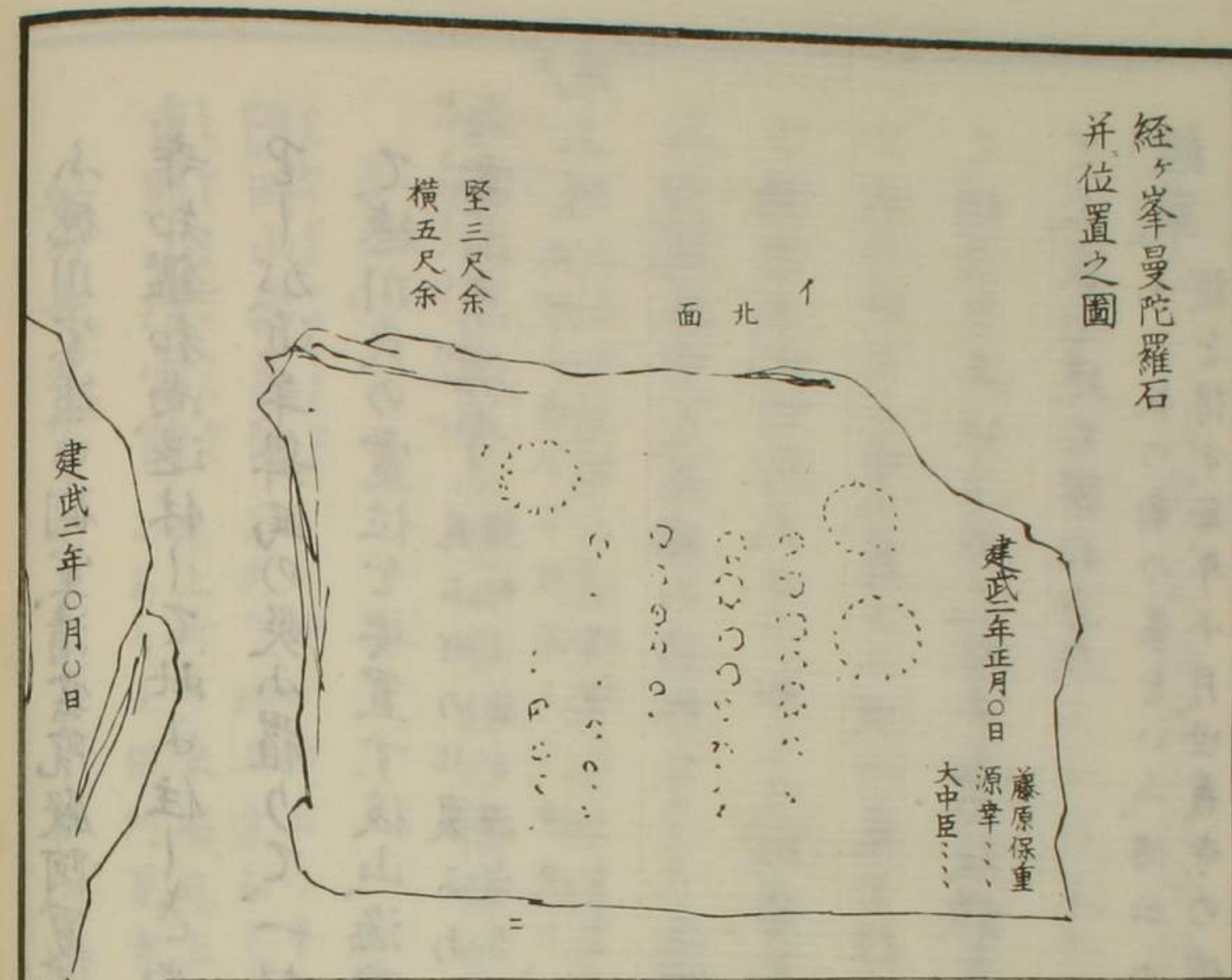
倭町と通ずる坂道にて、中央に、岩淵町所轄の地あり。往古ハ、宇治と、山田との領界なり。きよりて、土俗、間の山といふとぞ。

此の道、往古、羊腸の岩路ありしに、寛文九年七月、山田奉行桑山下野守土地の人民、小下知して、坂道を開鑿せしめたり。何の頃よりか、於杉於玉と唱へ、處々、小假小屋を作り、袷服濃粧の女子も、三絃又て胡弓を弄せしめて、往来人の投錢を乞ふ者ありき。近年、之を廢して、人家を建て、聯ねしり。

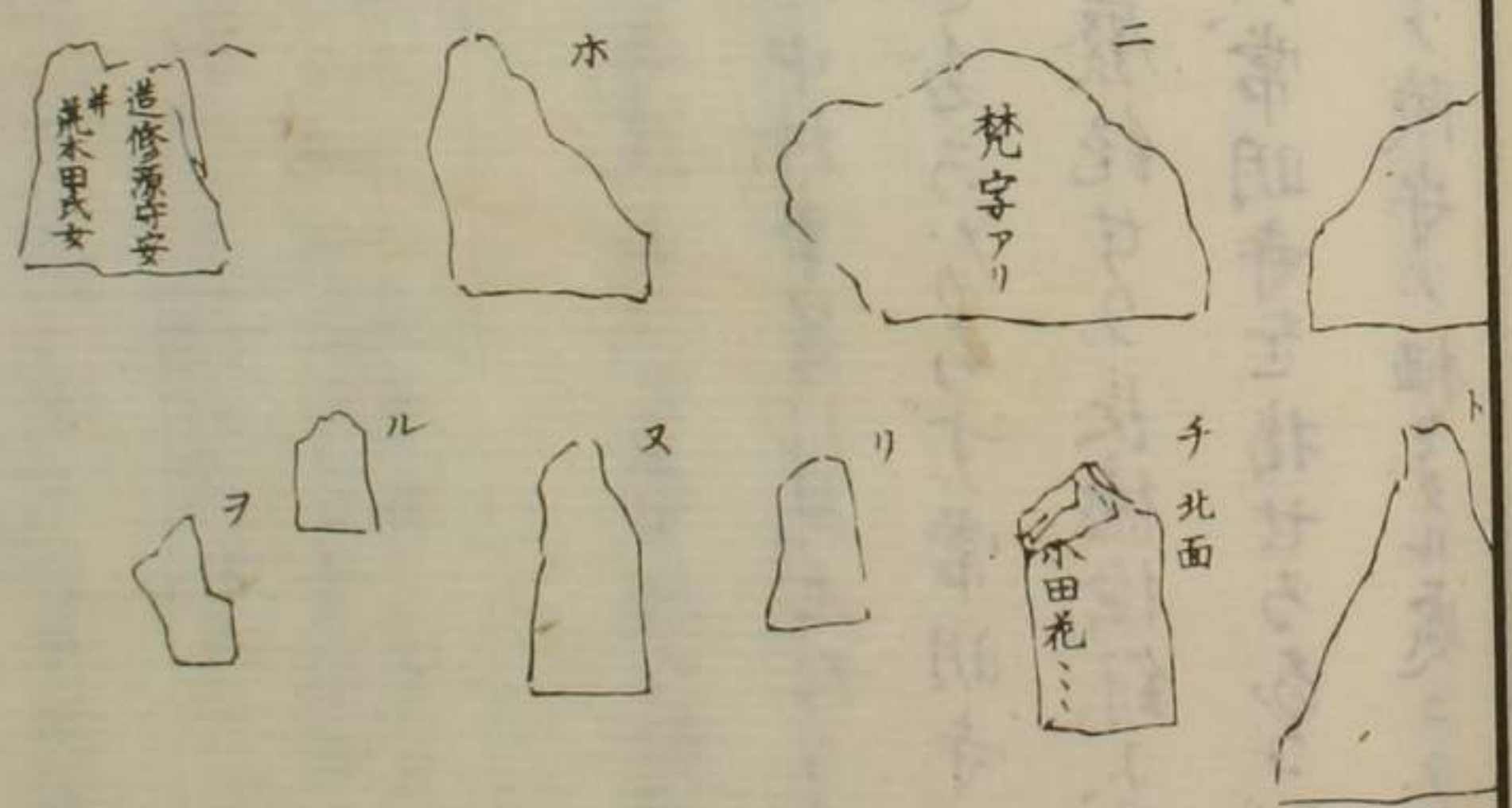
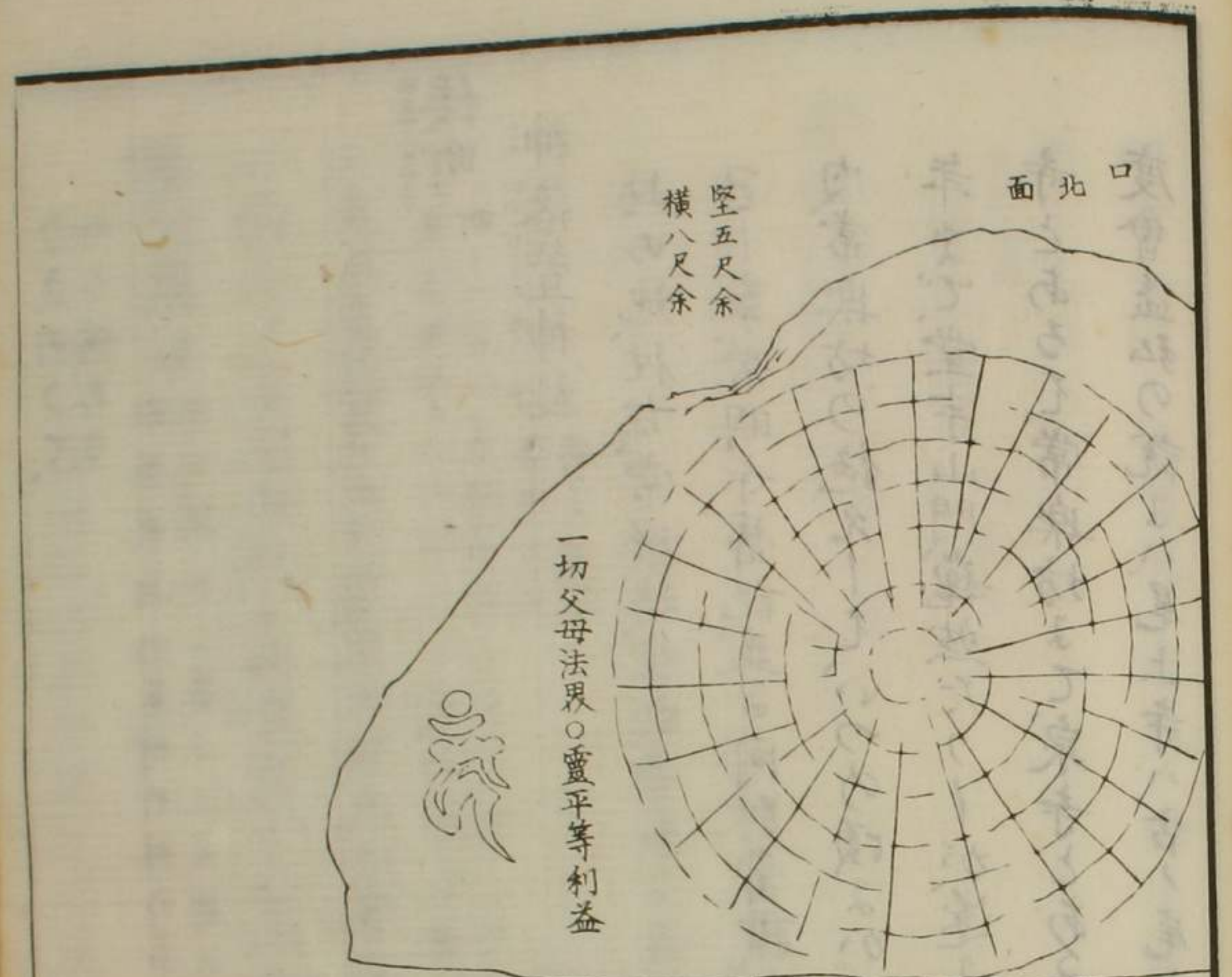
經峯

尾上坂の南の峯をいふ。傳云、倭姫命の御墓ありと。未、其の證を得ず。毎年十月、世義寺の僧徒、夜中、如法經を納むる式あり。

經ヶ峯曼陀羅石
并位置之圖



口北面
竖五尺余
横八尺余



りき。因りて、此の稱あり。

曼陀羅石

經峯東南の尾崎竹林の中あり。高さ六尺許の碑石、二基、二三尺許の斷碑、數基立てり。

以ても、毒苔繡斑、字画磨滅して定らざる。統、建武二年月日藤

原保重、源幸、大中臣、荒木田氏女等の數字を讀み得べし。

倭町

尾上坂の上の町にて、尾上町と續ける國道あり。元、常明寺門前町と云ひき。繼橋郷と、宇治郷との境あり。兩側魚鮓の店多し。

神落萱神社

倭町の北端に坐す。

此の地、往古、常樂坊、常明寺と云ふ寺院ありて、當社の別當たり。事、常明寺舊記、並は同別當職年中行事等に見えたり。其の内、常樂坊の絶えしを、いつの頃よか。さるるならず。常明寺ハ近年まで、堂宇山門、巍然たりしが、遂は廢絶せり。長徳檢録ハ尾上寺とあるを、常樂坊にて、泉寺とあるハ、常明寺を指せるありべし。度會益私の説ハ、尾上寺ハ、古ノ尾上ノ陵守ノ栖ミタル處ニテ、常

明寺一代ノ住僧、彼ノ寺役ノ料ヲ取りテ隱居ス。是、今ノ常樂坊ナリと云へり。

長徳檢録
神落萱社、在、尾上寺前。

古墳

神落萱神社の巽の方、叢林の中あり。

巨岩相覆ひて、入ることを得ず。土俗、倭姫命の御墓なりと云ふ。然れども、古記の徴すべきものなし。近年、此の所より、曲玉、金環、忌

筥等を掘出せり。何よまれ。貴人の墳墓にて、千年以上の物なるべし。

稻荷社

同境内あり。

金刀比羅社

同境内あり。毎月十日、祭日。土女の参拜、頗雜沓す。

厭離山

浄土宗ありて、圓光大師日の丸の名號を、什物となせり。

阿伽井

同境内より、一町許東の谷あり。清水湧出す。此の邊を、総べて、あかると云ふ。

頼政碑

阿伽井の南あり。

面、源三位頼政、治承四庚子年五月日の數字を刺す。所縁の者

の建てし紀念碑なるべし。

榎木 かやのき 欣浄寺の西あり。

根幹盤錯、枝葉扶疎として、數百年を経し、靈木あり。四方に石圍を繞し、側より小祠、鳥居を立つ。土俗、齒の痛むもの、此の本に祈願するときは、忽効顯ありといふ。恐らくは、これ尾上長官の古墳ならむ歟。

根起松 ねおきまつ 倭町より、河崎町に至る里道の側あり。神田久志本村に屬す。

是また數百年を経たる老樹にして、其の蜿蜒多る勢、恰蟠龍の起伏せるが如し。是河邊大官司精長朝臣の第宅の趾なる由、舊蹟聞書に見えたり。

因よ云ふ。精長朝臣、寛文年中の大官司あり。兩宮管攝社の中絶したるを憇へ、舊趾を探知して再興せり。又祭主關貞此

時、禁中大殿祭、造官使、例幣使等を代務せし事もありきとを。

河崎町 かきさき 吹上町の東北あり。二見、鳥羽に至る縣道あり。

市街を南町、南側、北側、里中、北里中、八町、出屋敷、畑中の八部に分つ。勢田川、其の中を貫流せり。此の地、運漕便なるを以て、漁船賣船つね小輻湊して、米穀、魚、薪、漿、塩、雜品を交易し、其の盛なること、神境屈指の地あり。

長官屋敷 ちやうくわんやしき 河崎町字南側あり。

豊受太神宮禰宜補任次第記よ、一禰宜從四位下度會神主高房を、川崎の長と載せたきを、其の第宅の趾あらむの。

川邊七種神社 かえべしちゆしんじゆ 字北里中、坐す。此地の産土神あり。

天王社 てんのうじや 字八町西の世古あり。毎年六月十四日、祭禮を執行す。

勢田川 せいたがは 河崎町の中央を流る。川あり。小田橋、箕子橋の下流と、月讀の森の北より、吹上一本木を経て流る。宮川の分派と

相合して、此に至る。市中に、南橋中橋、新橋の三虹を架す。

往古を式年御造營の材木を、此の川に着けし由、舊記に見えり。

外宮長官貴彦神主引付
弘治三年注進狀

豐受太神宮神主注進、早可被達、御披露、勢田河子細之事、右彼勢田河者、上自錦小河、下至湊高城、一向宮地諸神事、同御鹽造宮材木著岸、彼此有謂所之地、○中如先規於御崇敬、可然旨被成、御異見者、御武運長久可目出之狀、注進如件、以解。

弘治三年三月

濱出

はま豐受大神宮の祓宜、毎年九月十二日、勢田川より舟艤して、二見郷高城濱に至り、御襖を修むる例ありき。之を濱出といへり。

年中行事今式

十二日、濱出、○中朝食已畢、禰宜家族權官、政所家司扈從、晝番持、八脚机、荷用先行、小内人等昇、一禰宜之轅、次禰宜

權官皆步行、到于川崎、乘船、連歌於船中、川守使漁者投網

捕魚、則上古行遇于漁船、則上御贄於此船。

河崎舟赴雙鑑浦

賴 襄

山陽遺稿春帆不嫌、緩舍輜、就江灣、暖靄三河郡、斜陽兩勢山、此行

從阿母、何處不鄉關、到岸投村店、鮮魚醃醉顏、

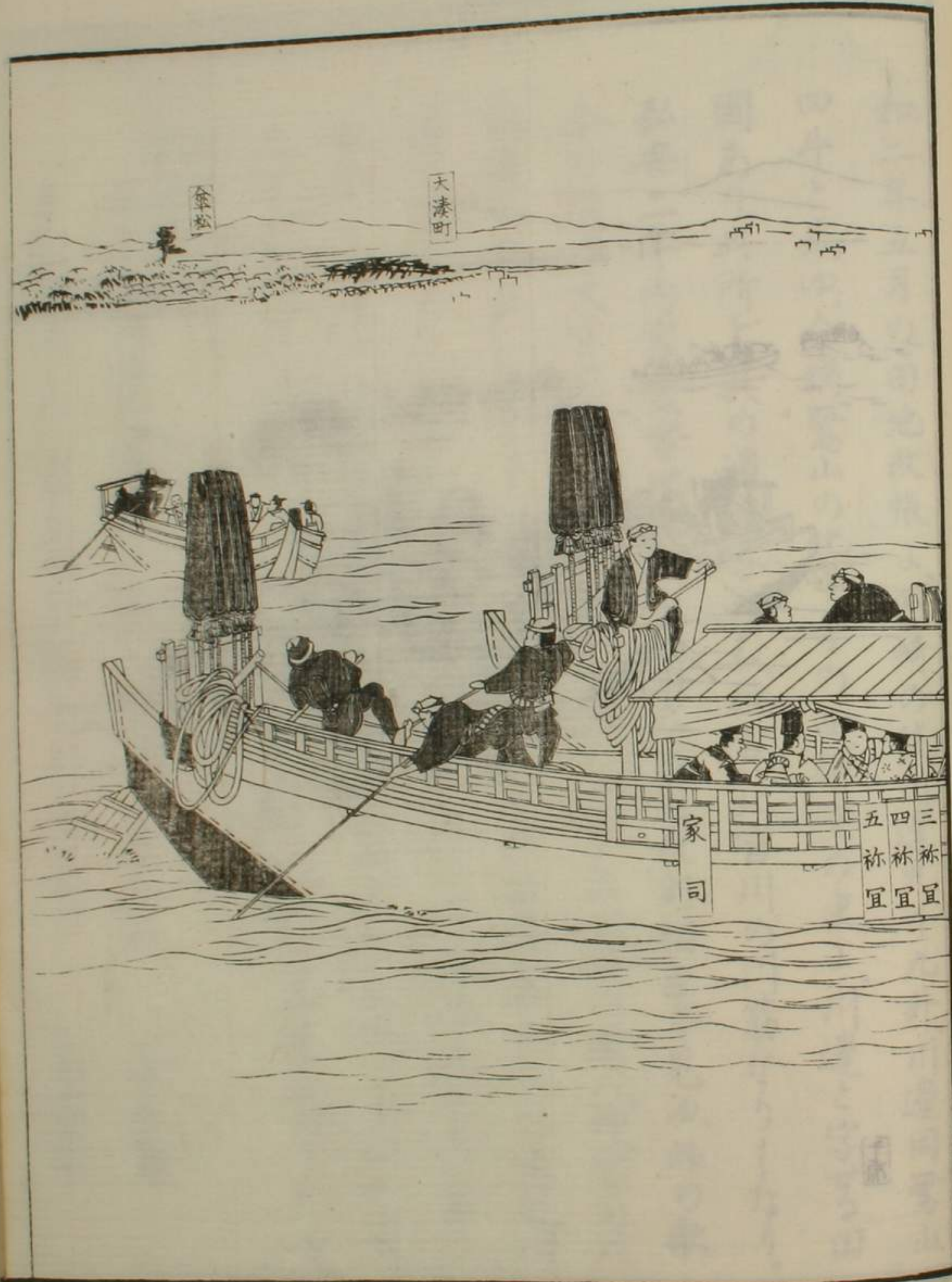
魚市

うをいち八町北里中の間あり。問屋數軒立ち並べり。

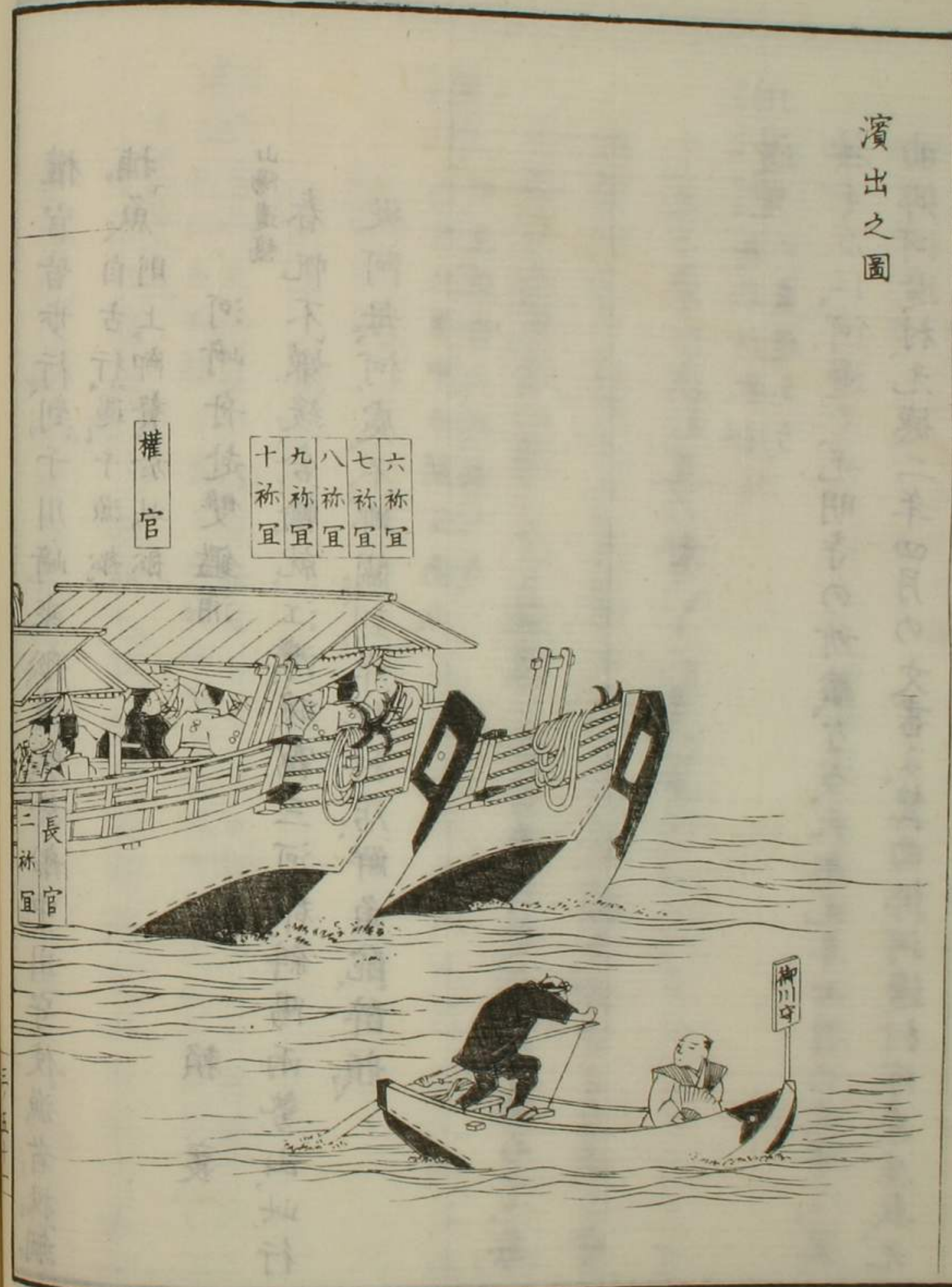
伊勢及志摩等の浦、こめて漁獲したる魚介を、こゝに湊めて、毎朝黎明より正午ぶるまで市を開く。行商擔夫、諸方より来り會し、互に争ひ求む。其の聲、いとかまびせし。

川邊里 かわべのさと 新名所歌合の畫題あり。

按むるに、河邊を、光明寺の所藏なる、天永元年七月の文書に、箕曲郷河邊村、元德二年四月の文書に、箕曲郷河邊村、字泉屋敷、元



濱出之圖



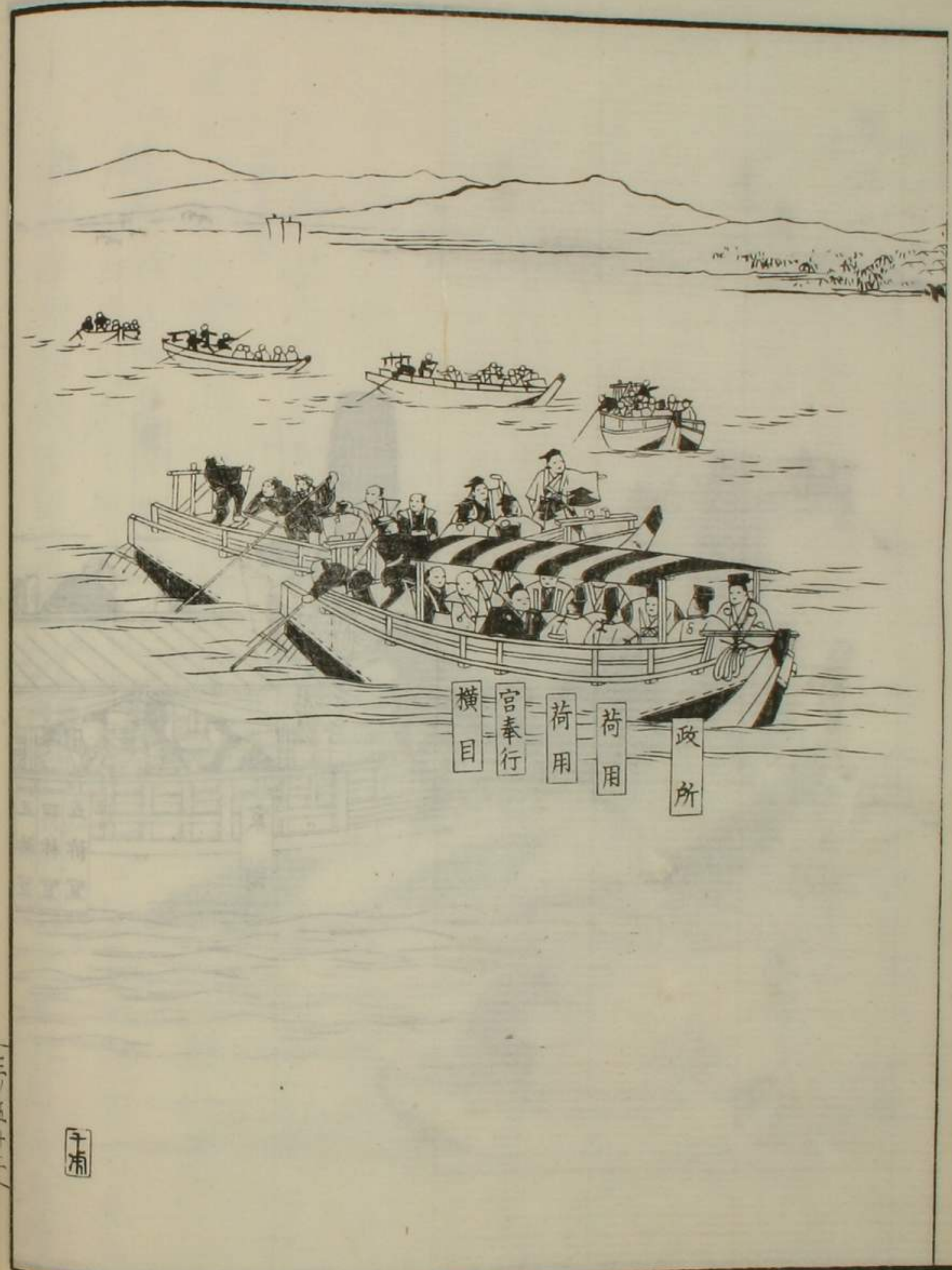
和二年五月の田地改帳よ、河崎の後川邊九斗九升、川邊同鷺山
 四斗と見ゆ。今猶鷺山の北、中寺の西、櫻堂の東よ、川邊と字せる田
 圃あり。此所ぞ、其の遺蹟あらむ。往古、北宮川の川筋なり一なり。
 私安二年内宮遷宮記よ、河邊前大宮司長則朝臣と見ゆ。此の歌
 合の頃の、大宮司長藤朝臣は、長則の男なれば、此の圖ハ、即宮司此
 川邊の第宅を畫きしにあり。伊勢名所拾遺集よ、川崎を、川
 邊の里なりと載せたり。されども、禰宜補任次第記よ、永久二年に
 執印したる一禰宜度會神主高房を、河崎の長と稱せし由見え
 たまは、歌合の頃より、百六十餘年前、既ふ、河崎の名稱あり一なり。
 混すべうらげ。

新名所歌合

浪をやく河邊の螢夕暗のふれが、おづる月よあされぬ
 をむ人やまられば、宮よ集むらむ河辺の里に花の螢か

大中臣定忠

荒木田尚良



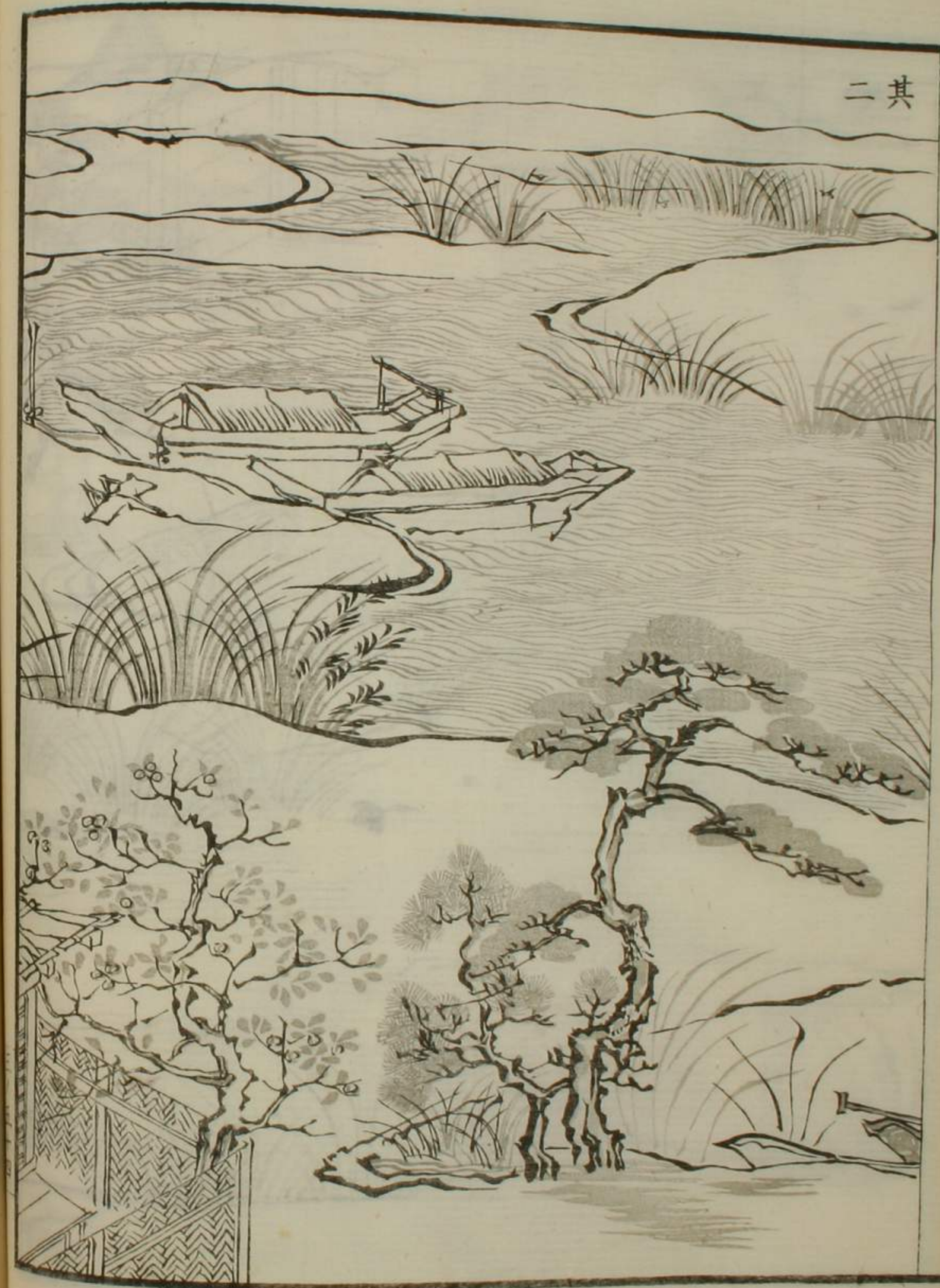
千浦



新名所畫卷縮寫
河邊里之圖

梅名縮寫





湊入の河辺のまこもす波は里方かきて飛ぶ堂うら

荒木田成言

浦近き河辺の里の靡き藻は入瀬せせとぶ堂かな

荒木田延行

昔思ふ河辺のささの短夜は花橋此のまも御月

僧都行實

五月雨は河べの菅の上こゆる波も重ねて遊ばすらむ

法眼能圓

五月雨はもよおわいもねみえて河べの里もゆるなま

荒木田成宗

水場る河べのささの五月雨は入江も近くする船人

荒木田長興

淋しきも誰うとふべき水まざる河辺の里の五月雨の頃

荒木田氏行

雨そぐ河辺の里の夕晴は己まがたず飛ぶ雲うな

大法師良玄

夕されむかぶをかけてこす波は里も沸く松風を吹く

荒木田経顯

五月雨のみろさをそくてさす波は河辺の里の舟よぶる

大法師圓親

あまざる河べの里の五月雨はからぬま流は波ぞまきける

荒木田定顯

管飛ぶ河辺の里の夕晴はをこを見えね薫る橋

大法師良興

雨そぐ河辺のささの夕やみみれ淋くこぶ堂のね

大法師尊親

刈菘の志げると菘の五月雨に河辺の里の浪やこゆるむ

大法師良惠

神田久志本 河崎町の良ふあり。濱郷村に属す。度會神主久志本氏の舊壘あり。氏神、并に先塋、今も存せり。

牛庭御厨 牛庭御厨

光明寺所藏、建長二年二月荒木田王壽子の古券、在箕曲郷牛

庭村、故久志本居住四段とあり。案ぶる小今の神田久志本、舊ハ

牛庭村といひなるべし。

神領給人引付 牛庭御厨 三石、内六月一石、九月一石、十二月一石

氏經日記 一廳宣

可早任先例依理運為勝致催濟沙汰伊勢度會郡牛庭

御厨事

右件御厨者、季満神主代々相傳、無相違在所也、然依有子

細皇太神宮禰宜氏經神主仁年貢參分壹并代官職事永
代避渡畢仍去嘉吉三年十一月三日季滿神主乃避狀明
鏡也然自氏經神主方為勝相傳畢然其後山田住人榎木
藏自季滿神主方依令買得歟一圓仁令押領之條太以無
謂於代官職并三分一之年貢者每年為勝令知行於相殘
年貢者榎木藏取渡相互可專神役勤者也仍所宜如件以
宣 享徳元年八月三日

禰宜從四位下荒木田神主經見 ○以下神主九員の
連署ハ之を畧す。

船江町 河崎町の北に續けり。神社港に至る縣道な
る。西町、築地、前條、奥條、七軒町等の字あり。

此の町勢田川の水涯よりて船舶の集る所なれば名づけしや。
光明寺所藏の古文書より、船饗村と見え。又内宮長職次第記に、
元久元年十一月廿四日執印一禰宜荒木田神主定滿嘉禎四年

五月廿日執印一禰宜荒木田神主宗經共よ、船江の長官と稱せ

し由記載したるに、此の地は居住せしなりとす。

船江上社 同町の西裏、田圃の中よ坐す。此の地
の産土神あり。土俗上の社といへり。

光明寺所藏、文安四年の古文書に、在所ハ、箕曲郷津邊村、又、字、
法道社前と見ゆ。今よ、社の南に、釣瓶と字せる地あり。よりて考
ふるに、釣瓶ハ、ツノベの訛稱よて、長徳檢録よ載せたる法道社は、
此の社なりむ歟。

因よ云ふ。禰宜補任次第記よ、延久年中、一禰宜度會神主康雄
を、津邊入道長官と號すと記せり。此の地は居住せしなりとす。

臈池 同社の前
よあり。

往古、宮川の分流、小川町、大間廣落合より、新町の北を経て、本町
堀留よ澆ぎし水路の名殘よや。如何なる旱魃よても、乾るること

河原淵神社 かたらがらのをんたや 産土神社の東の地續し坐す。豊受大神宮の攝社あり。

此の神社寛文中、檜尻川北の森に再興せられども、洪水毎に社域の欠損せしを以て、近年此の森に移轉したるなり。

止由氣太神宮儀式帳
川原淵社 延喜式度會宮所撰十六社

社記
川原淵社 坐、同村、○箕 神名祕書
御龜木帳四十七前神社
川原社 澤姫神、在、箕曲、郷向村、南字塩坪、向也

河原淵社

越坂 をらさか 河原淵神社の西、三丁許あり。一之木、官後、船江の三町に属す。

光明寺所藏久安六年己卯月廿九日の文書に、在所沼本郷 小坂村之西、北字八王子

又、正應三年庚十一月十七日の文書に、所在度會郡箕曲郷小坂村内

と見えたり。然るに、此の地古より、沼本、箕曲の二郷に跨りし

小や。寛文中、山田大火の後、市中、小散在せし寺院を、此の地に

移し、寺町と稱し、維新の際、総べて、歸俗せしめて、民籍に入れたり。

小坂神社 をさかのをんたや 越坂に座す 長徳檢録

阿佐賀社

醫王山養草寺 いおうざんやうそうじ 越坂にあり。浄土宗あり。

菅原社 すがはらのやしろ 船江町の西北、金剛寺跡、叢林の中に坐す。

袂石 たもといし 同社の傍にあり。五尺許の石あり。周囲に垣を匝せり。

傳へ云ふ、度會神に春彦、菅公は後、暇を乞ひて

歸國せし時、播磨國袖の浦まで、小石を拾ひ来て、此の所に置き

しに、年々長けて、終に大石となり。故に、其の側、菅公の祠を建

設したりと、土俗、白大夫の袂石といふ。

天神濱 てんじんはま 船江町の北端なる水涯をいふ。菅公を祀れる小祠あり。故に、土俗、輕服あきの者、この所まで、御被す

るを、習慣とせり。

箕曲氏社趾 天神濱の向の岸あり。神田久志本に属せり。

この社何の頃より。洪水の為、漂流して来り、此の處に留りて、其の傍に勧請したりといふ。因りて、俗に流社と稱せり。長

徳捨録、箕曲氏社、在、箕曲郷和泉、掾居住、西と見えたり。恐らくは、此の社

の本地ならむ。箕曲中松原神社と混同すべからず。

連理椿 内、箕曲氏の域ありき。

貞享四年の頃、大宮司精長朝臣を始め、荒木田度會の氏人、其の他數十名の、此の椿を詠せし歌、及、龍尚舎北村季吟の撰文集、船

江町笠井某の家、藏せり。今も、其の樹、枯死はてなす。

あひおひみ枝を連ねる玉椿 八代を神の恵ふやへむ 大中臣精長

八代代経も神の御前の玉椿連なる枝も常磐堅磐ふ 大中臣長春

神垣や光加たる玉つるさふ 八代を枝をかほして 度會満彦

何したむに咲くや箕曲の玉椿 君が八代を教を重む 荒木田経盛

玉椿連なる枝、ちちの代の長き 験も神や極ふ あむ 度會延経

枝も神の御垣も 諸人の言のまみがく玉椿 くれ 氏勝女

檜尻橋 船江町より、神社町に至る縣道に架せり。

往古宮川の流れ、高向の南を流さしよし。其の水脈の、今も絶えざるふや。法藏主川の上より、水湧き出で、終に、一道の川とな

す。此の橋を経て、勢田川も合し、大湊に注ぐ。

神馬埋場 土俗、馬が森といふ。檜尻橋の西、五丁許あり。豊受大神宮の御馬の病み斃れしを埋葬する所あり。

高向 檜尻橋の西にあり。御園村に属す。

一石六斗、高向郷、神領目録 高向村森地料米三石五斗

宇須乃野神社 大宇高向の巽に坐す。豊受大神宮の攝社あり。

止由氣大神宮儀式帳
宇須乃野神社
延喜式度會宮所攝十六社

長徳檢録
宇須野女社、座高
社記
宇須乃野社、五穀靈神二社、同玉垣
御竈木帳四十七前神社

宇須野社

縣神社
舊地、詳ならず。今、宇須乃野社の同殿
類聚神祇本源雜例外宮八社
長徳檢録
縣社、在、高

縣神社

神村社
同村の東北に坐す。産土神
あり。土俗かぶり社といふ。
長徳檢録

神村社

長屋
高向の東にあり。御園村に屬す。往古ハ、
此の邊すべて、大神宮の御園ありき。
神鳳抄

度會郡長屋御園

伊勢度會郡
神領目錄

長屋御園小林村田島段別五升

王中島
長屋の東にあり。
御園村に屬す。

新開
王中島の東北にあり。
御園村に屬す。

度會郡新開御園
神領目錄

新開御園塩九斗

川原神社
舊社地、詳ならず。今、新開の北に
坐せり。豊受大神宮の攝社あり。

往古を、勾村小坐して、毛理社、河原饗社と合せて、三社と稱した

里とぞ、同村流失の後、隔地小分祀せり。

川原社
苗氣大神宮儀式帳
延喜式度會宮所攝十六社

河原大社
坐、箕曲郷勾村
宇三津社也

河原大社
川神、水、神、宇三津社也、二坐
同玉垣内、在、箕曲郷勾村

毛理神社
舊社地、詳ならず。今、河原神社の同殿
に坐せり。豊受大神宮の末社あり。
類聚神祇本源雜例外宮八社
長徳檢録

毛理社
社記
在、三

卧龍梅
新開、舊祐善庵
の庭内にあり。

文明二年、住僧祐善の記せる縁記に、今村刑部師親といひ、
者菅公の命を受け、遠く筑紫の國より梅核を齎り来て、此の所
に植ゑ付けしよし見えたり。老幹蟠屈して、蘚苔を纏ひ、な
から、萬龍の偃蹇起伏せるかや。花時最壯觀なり。

小林 長屋の東北にあり。御園村。
属す。西に大字上條あり。

神鳳抄

外宮段別五升宛

小林御園

奉行屋舗趾 同村にあり。

慶長年間より、神領の政務を執りし公廨に、當時の奉行の便宜小
よりて、所々に移轉せしむ。寛永十八年、石川大隅守在任の時こ
の所小奉行屋舗を設置したり。爾来、明治維新の際に至るまで、
数代の奉行、徳川家の命を受けて、新陳交替したり。

船藏趾 同村にあり。

徳川家の用船孔雀丸、虎丸、其の他数艘を藏せし所なり。水主
七十餘人附属したりき。此の藏元有瀬あり。故寛永十一年、花
房志摩守の奉行たりし時、ここに移せり。享保六年、黒川丹波守の
時、孔雀丸を解き、まゝ安政二年、山口丹波守の時、諸船朽破の由
を、徳川家より申告し、同四年、渡邊肥後守の時に至り、虎丸以下を
解きつ。是よりして、終小廢せり。蓋、虎丸を、文祿、慶長の頃、長曾我
部元親より、豊臣家より獻せし物なりと云ふ。毎年正月某日、船お
ろし此式あり。時の奉行、諸寮を率ゐて乗船し、水主数名、船頭
より立ち、欸乃を唱へて祝賀したりとぞ。今、此小虎丸粧飾の模様
及安井息軒の文、并小舟歌を掲げて、其の一斑を示す。

畫記

有雁集於葦間，一昂尾而啄，一縮頸隨之，一立於旁，仰首而鳴，其紙楮圓金地，而煤晦，以曲尺度之，高八寸八分，有奇，橫一尺一寸，有三分，兩汗其上者，寸許無款識，又不押印，或云狩野山樂所作，其詳不可得，而聞要之古色蒼然，浸肺淪腑，使觀者慨然不能自己，此豈獨為畫之精妙哉？聞之畫主仙谷子行曰：天正十年，明智光秀弑織田右府，京畿大亂，烈祖時游界浦，從衛寡少，人不自保，本多忠勝奮曰：逆賊何為？我獨當之，提槍啓行，而草賊充斥，無路不搜，出和入江，經賀以至勢，駕船於白子之濱，一棹達三河，烈祖既歸，思其艱險，四州土人有功者，盡召而錄之，又修其所駕之船，賜名虎丸，元和建麩亦嘗駕之，以至吉田，仍反之，勢州置胥五十人，而守之，寬政中，白河源公柄大政，復修而新之，金碧炫耀，五彩奪

目，而步障承塵盡貼名畫，亦猶循烈祖不忘故之意也。安政戊午，山田尹山口氏奉官命毀之，斥賣其材，未竣去官，子行之君渡邊君繼為尹，子行悲其散落四方也，囑其僚百方購之，僅得此畫一枚，乃十襲而藏之，乞記於予，夫以烈祖之盛德神武，處於群雄糜爛之際，天命所歸，不待庚子奏凱而知也，乃逆豎竊發，草賊蠢動，譬之無源之水，勢雖猖獗，安可加其害哉？由此言之，于時之功，若不必重報者，然而烈祖不然，有功必報，不恃己以傲物，雖無情如舟楫，亦舉而錄之，使之炳耀於後世，以誌創業之難，其賜名虎丸者，烈祖以天文壬寅生，蓋寓再生之意也，此豈特繩床葛燈籠之比哉？然理與勢變，勢與時移，唯達者能辨之，則寬政之修與今日之毀，必有不得不然者，固非吾儕小人所得而測也，獨思海內

熙々（在下）幾三百年生且死於其間者孰不蒙烈祖之澤古人推
 愛於所憇之樹况如此船不特所憇雖片板零楮亦當寶藏
 以表不能誼之意小人報國之分固宜然也予貧且陋不能
 贖而寶之猶幸得為子行記之以寓瞻仰之意謂之天下之
 至幸亦可也於是乎樂而記之云

安政七年庚申晚春

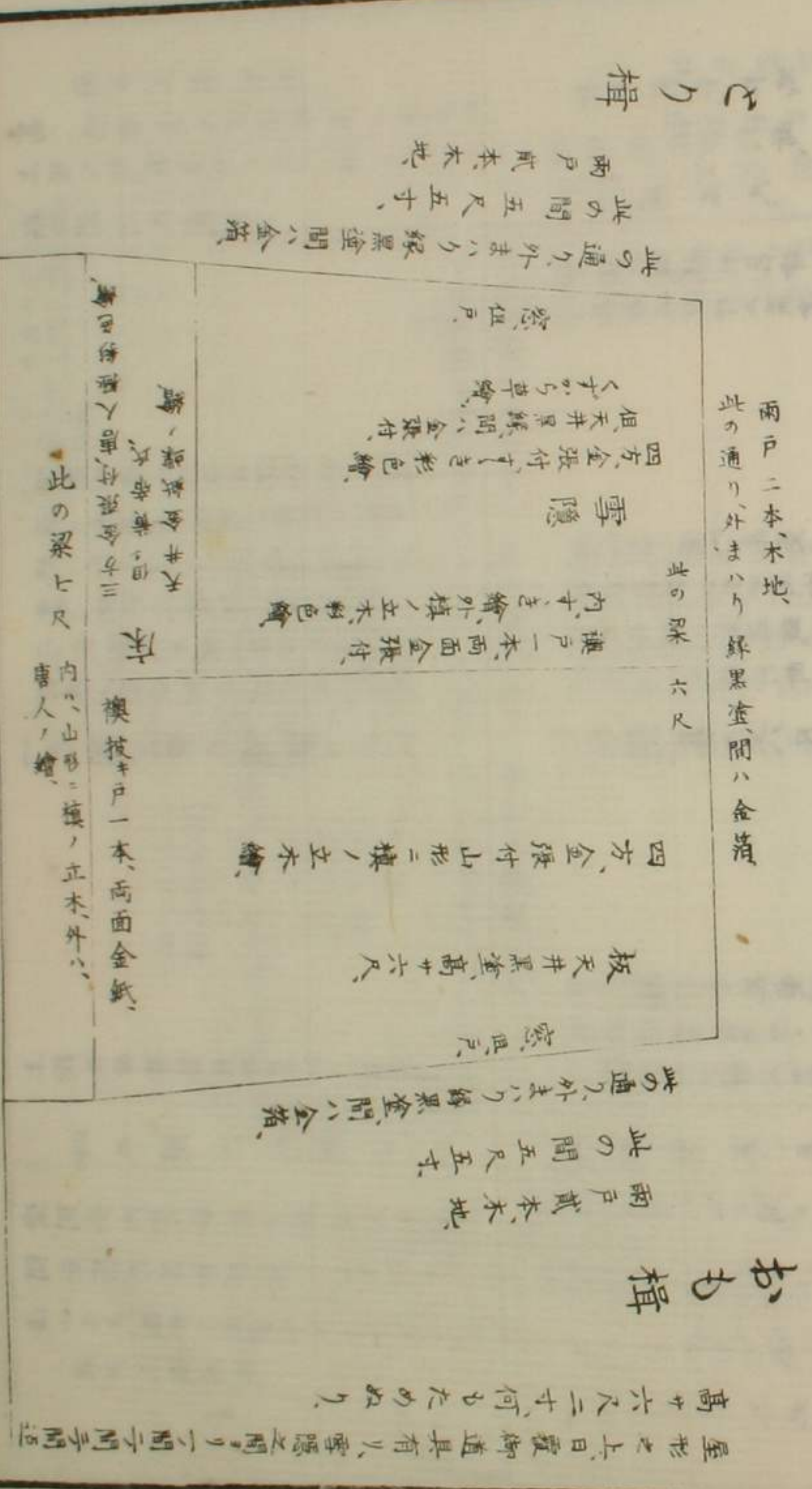
安井衡撰

船歌

うらの書院の小松乃小枝尔ヒトツルヤふとツノもん
 するめごとまりてキリヤキリキリキリトモナカ、ナク
 ニフンハ鳥啼まいの又の○ヨンホホンホンホ鳥啼ーリン
 テヘンへへへへさらさコ、後よハノン○コノホトンホ、ホ
 ○さらーーヤンヨ○ヨ○ヨ○ヨ○コノホトンホトホ

享保年中、山田奉行保科丹後守より、
 徳川家へ差出さる虎丸艦内の粧飾

謡



とり楯

おの楯

屋形之上、日置御道具有、八雲隠之間、二間、子間、高十六尺二寸、何りたぬぬり

袋入押
二襖糊
紙金本
紙ト柿
二
襖繪瓜
引色彩
花菊手

此の間九尺五寸
兩戸四本、木地、

板天井、高五尺三寸

此の梁、七尺七寸

中仕切杉戸三本、内二本ハ仕付ケ縁黒塗、境杉、表ニ竹ノ繪、裏無地、

板天井

此の間九尺五寸
兩戸四本、木地、

ハリ戸左右八本、外ハ境ニ縁共ニ黒塗間金箔、内金竹ノ繪、明リ障子左右四本、

此の間九尺五寸
兩戸四本、木地、

高五尺貳寸

此の梁五尺三寸

板仕切

中明子間

板仕切

櫃

此の間九尺五寸
兩戸四本、木地、

内黒塗、明リ障子左右八本、外ハリ縁共ニ黒塗間金箔、

ンホホンホ○さらいよコノ○トキンス

播磨がすり

ちよきや〜〜ちよきやちよきりきやちり〜や
ちり〜ちりともなきさよ友呼ぶ〜んまちん〜千
鳥が寄せ来るコン小波よちらきてもたきてタントリト
ントリト、ロモシリニたぬられてホ、立ンツルヨ鳥立
衛〜や〜ノンキ、ヨコンコ、コ、志んきくきハリ其年
へ、ンヘンヘヲ、ヲハ○ヨ○コノ○さら〜〜揃へて
ソホンホ、ホ、イヨ○コノコノ此千鳥へ

まがのまが
勾莊 勾村と
も云ふ。

光明寺所藏、建保六年三月十一日、權玉串壬生の古券、度會郡
箕曲郷勾村字間瀬垣内と見え、又大勾小勾等の小字、今に存せ

マ。馬瀬下野、新開竹ヶ鼻、諸村の間小位置せし莊有りき。此の莊の
内、大口と稱する村などもありしが、明應七年、洪水の爲に流失
したりといふ。

神鳳抄

小勾御園、勾御園、

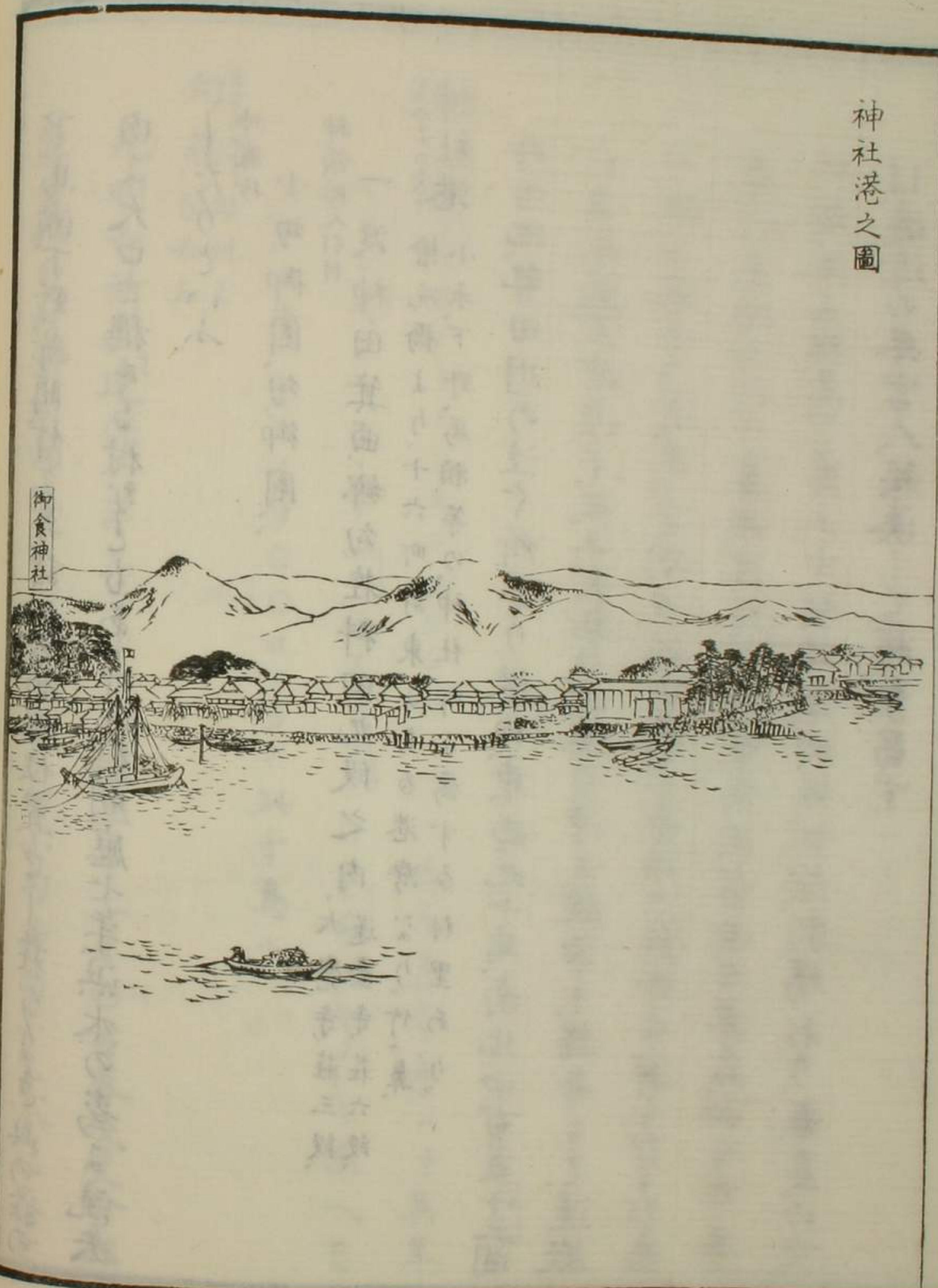
神領給人引付

一渡神田箕曲郷勾莊料田九段之内、大覺寺莊三段、蓮臺寺莊六段、

神社港 檜尻橋より十六町許東よある港灣なり。竹ヶ鼻、
小木、下野、馬瀬等の神社町は属する村里あり。

此の地、勢田川の注ぐ所あり。港内、東西九十間、南北四百五十二間
あり。水底、土砂深し。故に大船ハ、大湊の沖に碇泊し、端舟まで運搬
の便を執まり。近年、定期漁船を發し、紀伊の熊野の浦へおよび志
摩の鳥羽、三河の豊橋、尾張の武豊、熱田、當國の桑名、四日市等
の諸港に往來す。岸上市、烟錯落、酒樓、旅館、劇場あり。春夏の交
は、遠近の参宮人輻湊して、頗繁昌す。

神社港之圖



御食神社



高倉山

竹ノ島

御食神社 みけのまじりや 神社町に坐す。豊受

止由氣太神宮儀式帳

水戸御食都神社

延喜式度會官所撰十六座

御饗社

社記

御饗社 坐其曲郷

神名祕書

御饗社 水戸神一名速秋津日子神亦名水戸

御饗社 御饗都神在其曲郷大口村三社内也

馬瀬

神社町に屬す往古

此の村は中世までは荒木田度會兩姓の權柄宜居住せしもの

ありき。應永、文明、永祿、永正年間の口宣業司奉行等今に什藏せ

る家あり。

神鳳抄

馬瀬御園

下野

馬瀬の坤にあり。村又食塩を製して産業とす。

大湊町

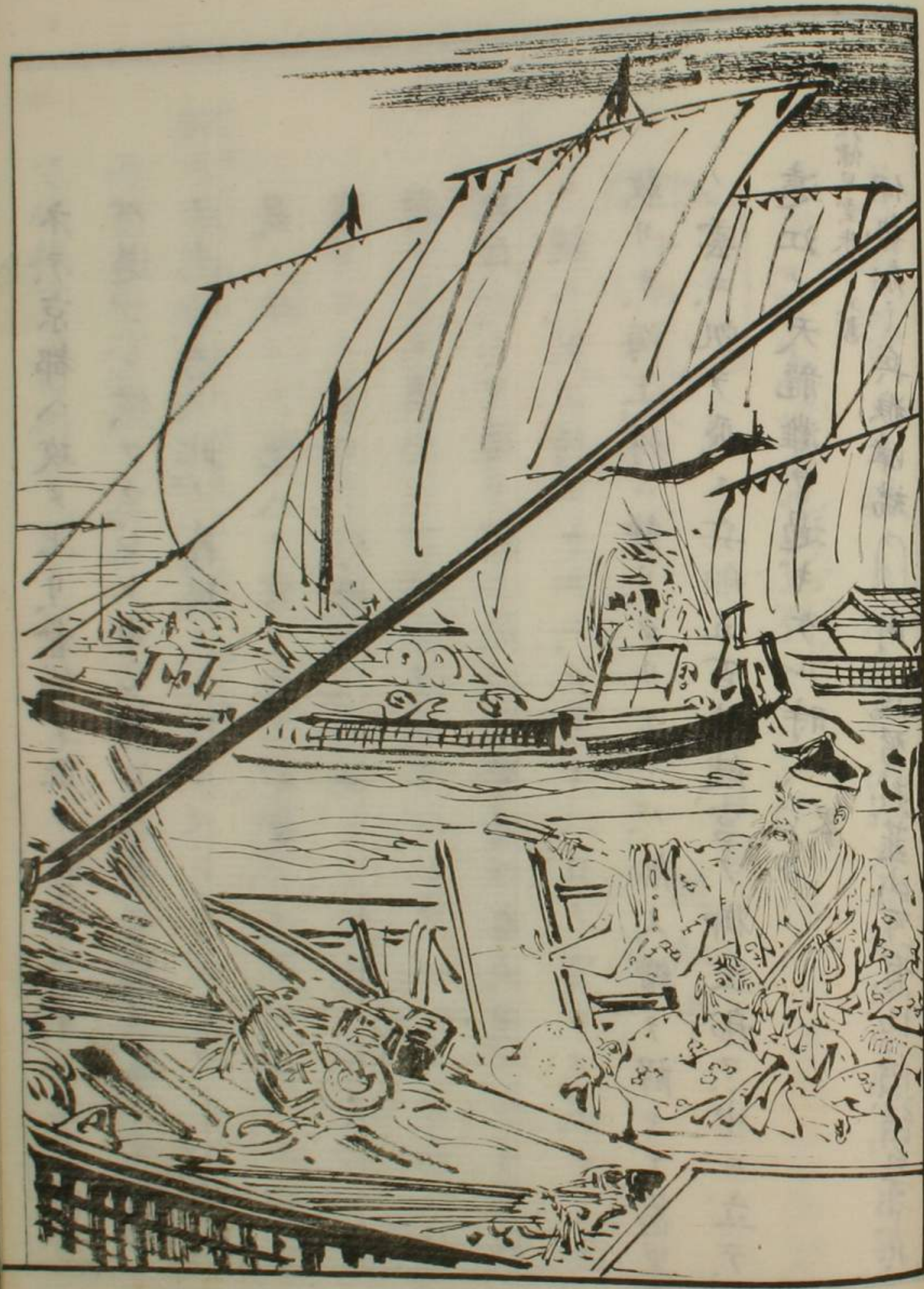
小林の東にあり。

此の地も豊宮川、五十鈴川、勢田川、其の他數派の河流、漢々とし

て朝宗する海口あり。故ふ古書も水門とも記せり。地形、東は奔
り、海中に突出して、遙く遠江灘の衝に當り、自神境北端の鎮護
となきり。市街も數百の人家、軒を列ね、概造船、製鐵を以て産業
とす。此の港古より廻船を支配せしより、延元四年、義良親王奥州
下向の時、五十餘艘の大船を調進し、文龜元年、北條早雲の用
を蒙り、天正元年、織田家岐阜在城の節も、亦軍船を辨じ、文祿年
間、朝鮮の役にも、九鬼長門守嘉隆、豊臣家の命を受け、此の所に
て、軍船を造作せし事あり。其の後、徳川家よりハ、屢大船の準備
を命じたることもあり。朝鮮國分取の陣鉦、陣幕、及武門諸氏の
文書等、此の地に什藏せらるもの數點あり。今左に太平記及其の文
書の一二を掲ぐ。

太平記

道忠、宮ヲ捕ミ奉リテ、老年ノ頭ニ、甲ヲ頂ク程ナレバ、重



義良親王
奥州下向
之圖

米
繪

ネテ、京都へ攻メ上リ、會替ノ耻ヲ雪メム事、一年ノ内ヲ
 バ過ゴシ候フマジト申シケレバ、君ヲ始メ奉リテ、左右
 ノ老臣、悉ク此ノ義現ニモ然ルベシトゾ同ゼラレケル。
 是ニ依リテ、第八ノ宮ノ、今年七歳ニナラセ給フヲ、初冠
 召サセテ、春日少將顯信ヲ、輔弼トシ、結城入道道忠ヲ、衛
 尉トシテ、奥州へゾ下シ進ラセラレケル。○中 陸路ハ、皆
 敵強ウシテ通り難シ、此ノ勢、皆伊勢大湊ニ集リテ、船
 ヲ調ヘ、風ヲ待チケルニ、九月十二日ノ宵ヨリ、風ヤミ、雲
 收リテ、海上、殊ニ静リタリケレバ、船人、纜ヲ解キテ、萬里
 ノ雲ニ、帆ヲ飛ス兵船、五百餘艘、宮ノ御座船ヲ、中ニ立テ、
 遠江ノ天龍灘ヲ過ギケル時ニ、○下 畧
 北條早雲朱印文書
 伊勢船ノ兵糧津端 ○用ト此習於葦山可有由渡清可也此

若又賣可申。○度様ニ茂安藤お談、此度可令廻、依時返本折錢
 永代可有免許者也、仍如件、



朱印
 辛酉三月十八日
 原印方二寸五分

織田信長朱印文書
 関東府所用大船を艘差遣之、早可令渡海、若於油断急
 度可申付、尚津田掃部可申者也、仍如件、

天正元 朱印
 十月廿四日 大湊廻船中

貯木場 本町東の洲先ニあり。神宮
 の御用材を貯ふる所あり。
 両宮式年所造營の料材ハ、木曾山ある伊舟澤、麝香澤、蘭澤等ニ
 て伐採する舊例あり。数千代料材、各大一の文字を烙印シ、尾張の

國錦織繩場より、海路を運輸し、此の所小貯へ置く。かくて、造神宮使廳の属負出張して、丈尺と品等とを實檢し、皇大神宮の分て、五十鈴川又汴し、豊受大神宮の分、宮川又汴す。土俗之を御木分と稱す。東又、長さ百数十間の堤坊あり。浪除堤といふ。享保五年五月、山田奉行保科丹後守徳川家の命を受け、資金一千八十三兩を費して築き、所あり。工事甚堅牢ありて、其の後屢數浪怒濤ふあひたれど、絶えて、破壊せし事ありと云ふ。

八幡社 本町の北に坐す。産土神なり。或云ふ。御饗社の舊地なりと。
鷺取小濱舊趾 本町八幡世古よりある石壇をいふ。

往古倭姫命、大御神を奉戴して、忌楯小野より巡幸し給ひし時、此の水門に位みし、鷺取の老翁の、泚水を奉りし舊蹟なり。本町西の松林の中、井あり。土俗、忘井といふ。これ、其の清水の趾なら

むといへど、覺束なり。

太神宮本記

從其處幸行、波有小濱、其處取鷺老公在支于時、倭比賣命、御水飲止、詔天爾老、何處、吉水在止、問給支其老、以寒御水、御饗奉支于時、讚給水門、尔水饗社定賜支其濱名乎、鷺取小濱止号支。

大鹽屋御園 おほしちやのみその大湊町より、小林に至る間にありきといふ。

兩宮泚料の御塩を調進せし所あり。人家百八十軒餘あり、一村落なりしが、明應七年八月廿五日の大地震の時、海嘯の為、流失し、僅に残りし人家、皆大湊に移轉したりとぞ。塩屋御園賣買の古券數十通、今猶太田某の家、藏せり。

神領給人引付貞和三年二月廿八日注進
一 繼橋郷通御園内中濱塩屋濱六家、各有一所、濱、毎年三貫文、

供用料仁寄進

大鹽屋御園文書 豎一尺 横一尺一寸

太田久馬三藏

定 永財法印渡塩濱事

今在家書字者 凡我受但具内書及者亦也

百姓者字菊以未由為私

所在渡金部高向郷長屋所厨以塩屋所園者

十且録拾五貫文惟拾細畢

右件所領者先祖相待舊領無相遠地也少更依有

直要用限上件且可法渡所塩所司行奈志未春也
与領者證文之其者免日放春之時割渡早の略
既至未代今不可有相遠振子孫之中亦号有先
厥分若礼稱有領者春之條法煩之時者訴申
公庭可改行罪科也何如後日新三卷文如件

應永元年十一月日
領事
沖使官者持符三

大鹽屋領文書 竪一尺 横一尺三寸

太田久馬三藏

定 永貞治渡大塩屋領給主共分一事

合直錢叁拾貫文者

右件在所者相傳于今無相遠處也雖然依
有急用限上件直錢治渡大塩屋東殿處實
正明白也雖可相副本文書早去正長元年辛酉
歲七月十三日山田神人神役人弓矢時令乱妨此

三ノ七十二

治券本文書永知行可有者也雖為末代更他妨
不可有在所也仍為後代治券狀如件

長祿四年 庚辰卯月廿六日

治主坂一筋大夫

口入程次守衛門

坂市助大夫

志寶屋神社

大湊町の西に坐す。土俗、塩屋明神といふ。豊受大神宮の末社あり。

長徳檢録 塩屋社 坐、其曲郷 御竈本限四十七前神社 塩屋社

一色 神社町の東、勢田川下流の東岸にありて、西二見村大字今一色に對す。濱郷村の屬邑なり。

産物食鹽 本村食塩を燒きて、産業とす。味噌醬油等を作るに、最適應せり。

散樂 所謂伊勢三座と稱するものあり。

本村小和屋大夫通村に、勝田大夫竹ヶ鼻、青王大夫、此の家、今ハ絶えたといふもの住ミ居て、毎年正月、兩宮に散樂を奉納する

式ありしが、維新の際廢れたり。其の子孫、今ハ連綿して、猶其表を續げり。和谷氏の記録を按ずるに、和谷も、飯野郡和屋村

勝田ハ、度會郡勝田村、青王ハ、飯野郡青芋村、今の阿波曾あり

か、何の頃より。當地に移住せり。今、其の村に、翁塚と唱ふる舊

跡ありといへり。三家も、元、呪師と稱せり。三代實録貞觀三年

六月廿八日の條に、有、雜伎散樂透撞、呪擲弄玉等之戲とあり。呪擲者、呪師の誤ならむと嬉遊笑覽に云へり。又、呪師散樂の事は、江家次第、中右記、江談抄等にも見え、新散樂記にも、之をのろんどと訓たり。三家も、即此の類なるべし。

氏經神事記嘉吉三年四月條 中 神拜次第如元

廿七日、一守房從三位外宮并賀束帶、畧 日、沓役清泰、裾經元、月讀、伊佐奈岐宮參、歸立、饗等如元、且

三獻畢、時分、白拍子出仕、酒持參、畧 中 亦、苺田大夫、自道御

共仕之間、於中屋邊給酒、同書文明十八年正月條

四日、呪師參、和屋、五日、苺田、七日、今、呪師、年中行事今式正月條

三日、例樂散樂、大夫和屋者、來于御館橋之前、奏、翁舞、謂之

例樂、畧 中 舞、關賜酒肴、同書 四日、例樂、散樂、大夫勝田者、亦來于御館橋前、奏、乎獅子六



黑色翁
堅六寸
橫四寸六分
面黑塗

通村
幕谷甚平藏



延命冠者
堅五寸八分
橫四寸五分
面胡粉塗

馬尾



白馬尾

翁
堅六寸五分
橫五寸八分
面胡粉塗



綠組糸

黑色翁
堅五寸五分
橫四寸五分
面黑塗裏木地

一色村
和谷龜太郎藏



反閉
堅七寸五分
橫五寸五分
面黑塗



白組糸

翁
堅六寸五分
橫五寸六分
面胡粉唇朱裏黑塗



延命冠者
堅六寸
橫四寸七分
面胡粉唇朱裏木地



反閉
堅七寸五分
橫五寸三分
面黑塗

舞及翁舞其儀都同和屋

十貫松 一色の北涯よりありき。近年朽損し、今ハ其の名のみ残り。

鶯岬 十貫松より東をいふ所傳、詳ならず。

通村 一色の南よりあり。往古豊受大神宮の御園ありき。勢田川を隔てて北より田尻といふ食塩を製する村あり。とも又濱郷村に属す。

神領目録 土保利御園塩二斗

猪飼野左馬助裔孫 本村にあり。今幕谷甚平と云ふ。

幕谷甚平ハ、豊臣家の舊臣猪飼野左馬助の裔孫あり。徳川家の嫌疑を避けて、今の姓に改む。當時本村長門守の所縁あり。によて、其の寄贈せる太刀並書牘を什藏せり。行文中、自滿腔の悲憤を顯し、人を以て坐し、懐舊の情を起さむ。

太刀 中心背小肉、今鏡小筋違、裏表腰刃、同表裏、樋刃長貳尺貳寸壹分五厘、反高四分六厘。

書牘 左より掲ぐ。前文西三行欠損せり。

及御聞も可被成、一圓不得寸隙、心外に至存、御城中々各様慕い、お許無之、免角天下ハ家康と存事、昨日も石河肥後守、我等陣家へ忍参り、石河も我等同腹中、城中に詮義評判、御母公下知て、手分支配一圓承引無之由、尤存、小基多、昨朝七ッ下知不承、小野野へ出、公際之傷、諸人目を驚、及免角一日辰早、打死と覺悟仕、貴所ハ、昨今之籠城、其上教テ所之深子、御負、油断なく、早く在所へ引込、尤存、小誰ととも朝者有、可成、我等儀家康懇意之筋目、故、度、板倉伊賀守、公内意申、越、得、在、當君へ罷附、尤非、奉意、小聊、以、面白も不存、比、在、人、并、月、日、を、送、比、早、是、悲、事、一、由、存、小、然、也、此、香、爐、姉、君、一、所、届、可、被、下、足、板、此、太、刀、ハ、家、康、公、十、三、年、元、服、之、為、祝、給、也、使、者、本、多、平、八、郎、口、上、云、家、康、秘、藏、一、大、業、物、也、未

古所云必月令之
而結法即天本亦
形見之能踏心細
於三月城一城
名有耐之山果
道是子也之能他人
同極之極極是子
之能之能歸地然若何

恨可少之山極之極
之能亦宜以能之能
子之能也事之能極

古村長守

可之能

特明神古之能
之能亦

國後、由中來、我等數度戰、此太刀、一度も不得、不覺、依之、
大波、名付、今日迄所持仕、得、貴所、形見、進、隨分、秘藏可、
成、一城、内、必有一時、心閑、得、法、意、以、事、も、無、他人、因、振、
様、殘念、も、あ、り、は、咳、掃、控、照、殿、は、恨、可、あ、り、此、段、不、私、作、
之、東、宮、活、云、分、可、下、是、悲、事、は、恐、惶、謹、云、

四月六日

本村長門守

猪飼野左馬助殿

少陳研

二軒茶屋 にけんぢや 神田久志本、黒瀬の大字に跨り、勢田川の下流に沿ふ。即、
が、今ハ、數十軒建ち續けり。此の地、二見、鳥

黒瀬 くろせ 羽と赴く渡船、及釣船等を辨ずる所あり。
通村の西より、二見、鳥羽に至る縣道あり。河

光明寺旧藏文書

謹辞 定、永財、進、活、渡、治、田、事

合貳段者

右繼橋郷黒瀬村字間黒生

直八丈絹四疋請納

花押

右件、治田、元者、度會氏六子、先祖相傳、治田也、祖母分給、文
具也、隨、多年無、異論、進退、領知、然、間六子、五男、實、行九訪、後
生井、雖、賜、預、僧、義、意、為、後代、進、八丈絹參匹、其直、所領、掌也、
爰、依、有、急用、定、八丈絹四疋、當時、外官、長御、息男、六郎、禪師
君、永、定、永財、所、活、却也、須、雖、可、副、渡、本、券、依、有、連、券、本、領、主、
許、被、留、了、仍、六子、新、券、相、共、所、進、活、渡、如、件、為、後日、沙汰、令
新立、券、文、也、

長寛二年十二月廿五日

僧 義意 花押

依 雇 執筆 花押

件、治田二段券文、明鏡之上、筆取書付、具也、仍在地加證
署如件

總刀禰

豐受太神宮官符權禰宜度會神主 花押

橘社 橘道の右傍に坐す。黒瀬の産土神あり。

土俗、井手左大臣橘諸兄を祀るといへど、徴すべきものあり。或ハ

いふ、往古、橘姓の人居住せし時の氏神ならむらむら、

常柑子 橘社の東、田圃の中にあり。周圍に、石を置めり。

傳へいふ、南都興福寺の柑子と同種ありと、又、夫木抄に載する、

慈鎮和尚の、これぶろそ伊勢よまゐる人音づれてたより嬉しき

常柑子哉といへる歌を附會をれども、いづれも、覺束なりし。

汐合川 宇治郷五十鈴川の下流より、箕曲郷と、二見郷との間に流る、川をいふ。二見、鳥羽に至る縣道を貫けり。

此の川、五十鈴川の所より注せるが如く、鹿海橋の下、小朝熊神社
の下より、二派となり、一は、東より流る、一は、直に北流して、あまに
至る。其の分派せる所より、此の邊を、汐合と稱す。これ、二派より
汙る潮水の、相遇ふ所なるを以て名づるありあるべし。元ハ此の川
船渡なりしに、近年、板橋を架せり。

神鳳抄 度會郡塩合御園 二斗、九月、同在新田。

めけぬまは、二見へ行く。伴もろ人、潮時を、いらい
あらむ。今も、湊よりのぞみぬらむら。助をばや
めよといふ。三波より、おひて、いらいと、おひといふ。と
く来りて、水もな。此の渡を、塩合といふ。幸ハ未
西の邊より、みちくさ橋の、
爰より、きあへむらべし。

歌枕名寄 二見が遠の姿をいふならむ汐合の助の影も隠さず 長明

夫木抄

月ハなびる河山よ雲消をそ光もなぬ汐合のよま

中發御五十首歌合

このを、浦の濱川水ちえて汐合見えぬ五月雨の只

隆辨

汐合の浦よとめむ時島二度聲をきりざらめやと

如意

塩合合戦

永祿年間、左中將具正等、志摩二郡の諸士と合して、款を信長小通に、國司北畠具教に背き、かむ。國司野呂越前守をして、之に討たしめき。兩軍、塩合川の邊に於いて接戦ふ。是より先、北畠國司、屢、神領を畧奪し、處々、関門を設けて、参拜人を止む。其頃、横谷の舉動ありき。是に於いて、山田の神友、宿憤を晴さむとして、志摩勢に應援し、國司の兵を横撃す。事不意に起り、以て、國司勢、終に、利を失ひ、越前守以下、此の處にて戦死去多む。

本朝諸家勲功記

永祿十二年、伊勢ノ國木造ノ御所左中將具正、其ノ子左衛門、佐具康、國司家ヲソムキ、戸木、木造ノ兩城ニ桶籠リ、日ニ、合戦ニ及ビケルホドニ、國中ノ騷動、斜ナラズ。此ノ

トキ、志摩二郡ノ諸士モ、木造ニ一味シテ、信長ニ、志ヲ通ジ、伊勢ノ國ニ亂入セント、國中ノ勢ヲ催シ、二見ノ浦ニ出張ス。國司不智齋大ニ驚キ給ヒ、五ヶ篠山ノ城主野呂越前守源實ヲ大將トシテ、勢南五郡ノ勢ヲゾ向ケラレケル。源實、國司ノ命ニ從ヒ、一族波多瀬喜右衛門尉實忠、舍弟異之助、實忠ガ嫡子波多瀬勇助、實高、野呂彌之助以下ヲ率シ、二見表ニ發向シテ、永祿十二年六月十八日、塩合川ニ見邊ニテ相戦フ。小濱、安樂島浦、的屋、相差、國府、甲賀、波切、濱島、和具、越賀以下、志摩二郡ノ者共、爰ヲ詮ト戦ヘドモ、波多瀬喜右衛門實忠、嫡男勇助、實高、其ノ叔父、異之助等、士卒ヲ勵マシ、勇ヲ振ヒテ相戦フ。中ニモ、實高ハ、膽機勇畧、古今ニ秀デ、其ノ名ヲモ、勇助ト稱スルホドノ

沙合川合戰之圖



世圖

三八十一



三八十

大剛ノ者ナレバ、真先ニ進ンテ、敵中ニ突イテ中リ、西ヨリ、東へ追ヒ靡ケ、北ヨリ、南へカケ通り、其ノ勢、只、雷霆ノ鳴リ落ツルガ如クナレバ、志摩二郡ノ者共、散クニ戦ヒ負ケ、右往左往ニ敗北ス、大將野呂越前、守源實、米牌ヲ振リテ、餘スナ。泄スナ。討チ取レト、勇ミ進ミテ下知スル程ニ、氣ニ乘リタル若者共、備ヲ亂シ、我討チ取ラント逃グル敵ニ追ヒスガウテ、追討ニ討ツ程ニ、首級ヲ得ルヲ、數ヲ知ラズ。茲ニ、山田三保ノ神官等ハ、内ニ、國司家ヲソムキ、逆心ヲ企テシガ、小濱、甲賀、波切等ニ内應シ、相圖ヲナシ置キスレバ、此ノ時、不意ニ起リテ、國司勢ノ後陣ヨリ攻メカ、ル。志摩二郡ノ軍勢共、是ニ、氣ヲ得テ、取ツテ返シ、國司勢ヲ、前後ヨリ立チ挾ミ、火水ニナレト攻メ戦フ。

野呂、波多瀬ノ軍勢共ハ、數尅戦ヒ疲レシ上ニ、敵ハ、荒手ト云ヒ、前後ヨリ取リツ、マレ、叶フベクモアラザレバ、ヨシヨシ。一業所感ノ我々、速モ死スベキ時至レリ。遁レテ、何ノ益カアル。声花ニ討死シテ、名譽ヲ、子孫ニ殘セヤト、前後ノ敵ニ相當リ、呻キ叫ンデ戦ヒシガ、大將越前、守源實、利キヲ碎キ、堅キヲ破リテ戦ヒシカドモ、勇氣ツカレテ討死ス。波多瀬喜右衛門實忠、是ヲ見テ、早晚マデ可キ惜命ゾヤト、敵中ニ突イテ入り、亂軍ノ中ニ、命ヲ殞ス。今年七十三歳ナリ。嫡子ノ勇助、舍弟ノ巽之助、彌之助以下ノ一族等、我モミト討死シテ、共ニ、尸ヲ曝シ、カバ、相シタガフ者共モ、多クハ、共ニ討死シ、其ノ餘ノ者共ハ、十方ニ落チ行キス。

野呂氏系圖
五箇越前守源實

永祿十二年六月十八日、木造一味志摩二郡諸士戰、爲
追討大將、於二見浦、勇戰、時山田神官族不意起而敗軍、
終鬪死、鹽合浦、

波多瀬喜右衛門實次

永祿十二年、二見合戰討死、

波多瀬勇助實高

永祿十二年、二見合戰、雖爲無雙勇戰、大將源實鬪死而
後討死、

